

第V部

高等学校等就学支援金事務処理要領

家計急変支援編【第1版(令和5年3月30日版)】

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1部 家計急変支援制度について..... | 6 |
| 第一章 家計急変支援制度の概要..... | 6 |
| 1 趣旨 | 6 |
| 2 対象 | 6 |
| (1) 対象となる家計急変事由..... | 6 |
| (2) 対象となる家計急変事由発生後の推計年収..... | 6 |
| (3) 家計急変支援の対象となる期間..... | 7 |
| (4) 支給限度額..... | 7 |
| (5) 申請（・届出）、認定等..... | 7 |
| 3 制度開始日 | 8 |
| 第二章 家計急変支援に関する事務の流れ..... | 9 |
| 第三章 家計急変支援制度の内容..... | 10 |
| 1 家計急変事由..... | 10 |
| (1) 対象となる家計急変事由の考え方..... | 10 |
| (2) 対象となる家計急変事由..... | 10 |
| (3) 家計急変事由の証明書類の考え方..... | 22 |
| (4) 対象となる家計急変事由に挙げられていない事由の取扱い | 22 |
| 2 年収の推計 | 23 |
| (1) 家計急変支援の対象となる算定基準額に相当する額..... | 23 |
| (2) 収入証明書類..... | 23 |
| (3) 推計年収の計算方法の詳細、控除..... | 25 |
| (4) 年収推計シートについて..... | 29 |
| (5) 年収の具体的な計算方法について..... | 30 |
| (6) 収入証明書類の提出月数について..... | 34 |
| 3 対象となる家計急変事由発生時期等..... | 37 |
| (1) 家計急変事由発生時期の対象範囲..... | 37 |
| (2) 家計急変事由の発生日..... | 39 |
| (3) 申請時期..... | 39 |
| (4) 支給月と申請月..... | 39 |
| 4 初回審査、収入回復届出、収入状況確認..... | 41 |
| (1) 基本的な考え方..... | 41 |
| (2) 初回審査..... | 42 |
| (3) 収入回復届出..... | 42 |
| (4) 収入状況確認..... | 42 |
| 5 家計急変事由発生時期と申請等の例..... | 44 |
| 第四章 家計急変支援の申請、認定、支給等の事務..... | 50 |
| 1 申請手続き | 50 |
| (1) 家計急変支援申請..... | 50 |

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

| | |
|----------------------------------------------------------------------|----|
| (2) 省令様式（様式第1号の2（その1、2））について..... | 50 |
| (3) 家計急変支援申請に係る書類の提出..... | 51 |
| (4) 申請にあたって留意すること..... | 52 |
| 2 初回審査..... | 53 |
| (1) 事由審査（1次審査）..... | 53 |
| (2) 収入審査（2次審査）..... | 53 |
| (3) 認定、通知..... | 53 |
| 3 収入回復届出..... | 56 |
| 4 収入状況確認..... | 56 |
| (1) 収入状況届出提出方法..... | 56 |
| (2) 収入審査..... | 56 |
| (3) 通知の発出..... | 57 |
| 5 支給..... | 59 |
| 6 不服申立、審査請求..... | 60 |
| 7 その他..... | 60 |
| (1) 家計急変支援制度の周知..... | 60 |
| (2) 家計急変支援の申請（届出含む）から支給対象となること が決定するまでの間に会計年度をまたぐ場合の取扱い等について..... | 60 |
| (3) 授業料の徴収猶予について..... | 61 |
| 第五章 家計急変支援制度に係る根拠法令等..... | 62 |
| 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令..... | 62 |
| (1) 特例受給資格者（令第1条第3項）..... | 62 |
| (2) 特例受給権者の支給限度額（令第4条第2項）..... | 62 |
| 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則..... | 62 |
| (1) 家計急変事由（特例事由）（規則第2条第3項）..... | 62 |
| (2) 算定基準額相当額の算定方法（規則第2条第4項）..... | 62 |
| (3) 特例受給資格者の認定の申請（規則第3条第2項）..... | 63 |
| (4) 特例受給権者の就学支援金の額の通知（規則第8条）..... | 63 |
| (5) 収入状況届出（規則第11条）..... | 63 |
| (6) 様式第1号の2..... | 64 |
| 第2部 Q&A..... | 65 |
| Q1 対象となる家計急変事由..... | 65 |
| Q2 家計急変事由の発生時期..... | 66 |
| Q3 申請..... | 67 |
| Q4 審査と認定..... | 68 |
| Q5 事務手続関係（家計急変支援の申請、認定、支給等）..... | 69 |

（別冊の内容）

別冊 1

- 1 家計急変事由対象一覧
- 2 家計急変事由の各証明書類について
- 3 診断書等の具体例
- 4 年収推計シート
- 5 収入要件自己確認資料
- 6 周知用資料（保護者等一般向け周知資料）

別冊 2

家計急変支援申請の手引き

家計急変支援編で用いている用語について

- ・「通常の就学支援金」
特例として家計急変支援制度の対象ではない通常の受給権者が受給する就学支援金を指す。
- ・「推計年収」
家計急変事由発生後の収入状況から推計した一年間の収入相当額。
- ・「申請」、「届出」
家計急変支援を受けるためには、通常の就学支援金を受給していない者が行う認定申請と、現在通常の就学支援金を受給している者が行う収入状況の届出のいずれかを行う必要がある。これらはいずれも家計急変支援のいわゆる「申込み」であるが、基本的には「申請」、「届出」を書き分けた記載としつつ、「申請」「申請者」「申請月」「初回申請」など、「申請」という用語には「届出」の意味も含めている場合がある。
- ・「申請者」
家計急変支援の申込み（申請・届出）を行う者を指す。
- ・「申請月」
家計急変支援の申込み（申請・届出）を行った日の属する月を指す。
- ・「初回審査」及び「初回申請」
初めて行われる家計急変支援の申請・届出、審査を指す。

第1部 家計急変支援制度について

第一章 家計急変支援制度の概要

1 趣旨

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に、前年の課税所得によらずに高等学校等就学支援金を支給することにより、家計が急変した家庭の教育費負担を軽減し、もって教育の機会均等に寄与する。

2 対象

以下の（1）、（2）を満たす者が対象となる。

（1）対象となる家計急変事由

家計急変支援の対象となる具体的な事由として、主なものは、以下のとおり。

- 負傷・疾病による療養のため勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- 自己の責めに帰することのできない理由による離職

（例※）

- ・会社都合の解雇
- ・正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職 等）

※雇用保険受給資格者証に記載された離職理由の一部が対象となる。

- 被災により就労困難等となった場合

なお、被雇用者以外の個人事業主等や会社役員についても対象となる。対象となる家計急変事由の詳細は資料「家計急変事由対象一覧」を参照すること。

自己の責めに帰する理由による自己都合退職、定年退職等は対象外。また、保護者等の死亡、離婚は家計急変支援制度の対象とならないが、保護者等変更を行うことにより通常の就学支援金の対象となる場合がある。

（2）対象となる家計急変事由発生後の推計年収

①対象要件

上記事由により、保護者等の収入が減少し、家計急変事由発生後の収入状況から算出した推計年収が約590万円未満相当になった場合。※

- 通常の就学支援金を受給していない者（年収が約910万円以上相当の世帯）の推計年収が約590万円未満相当となる場合
- 通常の就学支援金のいわゆる基準額を受給している者（年収が約590万円～910万円未満相当の世帯）の推計年収が約590万円未満相当となる場合

※ここでは目安となる年収を用いて説明しているが、実際の推計年収は、省令で定める算定基準額に相当する額が154,500円未満になった場合に対象となる。

②推計年収の算定

○初回審査時

- 家計急変事由発生後の3か月の収入状況から所定の算定方法を用いて算出する。ただし、入学前に家計急変事由が発生した場合など、家計急変事由が発生してから4か月以上経過している場合は申請月※の前3か月の収入状況で算出する。

※すでに通常の就学支援金の受給権者で、月の初日より後に申請している場合は、その翌月。

○収入状況確認時

- 初回審査後の7月及び1月には収入状況確認を行う。7月、1月の前6か月の収入状況から所定の算定方法を用いて算出する。ただし、前6か月に家計急変事由が発生した月が含まれる場合は、家計急変事由が発生した月の翌月以降※の収入状況で算出する。

※家計急変事由が発生した日が月の初日の場合は、当該月以降

ただし、再就職するなどして推計年収が約590万円未満相当に回復すると見込まれることとなった場合は、申請者は必ず届け出る（収入回復届出）必要がある（回復している場合、家計急変支援は終了）。

所定の算定方法については、第三章「2 年収の推計」を参照すること。なお、実際の計算は年収推計シートに入力することで算出することができる。

（3）家計急変支援の対象となる期間

在学中だけでなく、入学前に発生した家計急変事由により収入が減少している状態が入学時まで継続している場合（審査時の課税所得に家計急変事由による収入減少が反映されていない場合）も対象となる。

（4）支給限度額

月額：33,000円（公立高校等は月額：9,900円）

※通常の就学支援金における年収約590万円未満相当の世帯の支給限度額と同じ。

※通常の就学支援金のいわゆる基準額を受給している場合は、その差額が支給される。

※公立の全日制高校など加算の対象とならない学校で、既に支給限度額まで受給している場合は、仮に、家計急変支援の申請をしても支給額が増額しないため、申請不要。

（5）申請（・届出）、認定等

- ・原則オンライン申請システムによって申請する。都道府県、学校の判断により書面で行うとする場合もある。
- ・家計急変事由が発生した場合、速やかに申請を行うことができる。その際、以下の証明書類を提出する。
 - 保護者等の個人番号又は課税証明書等
 - 家計急変事由を証明する書類

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

➤家計急変事由発生後の収入を証明する書類

これらにより審査・判定を行う。【初回審査】

- ・初回審査により家計急変支援の対象となった場合、直近の6月もしくは12月まで家計急変支援の対象として就学支援金が支給される（途中で収入回復した場合を除く）。
- ・再就職するなど推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれることとなった場合は、必ず届け出る必要がある（回復している場合、家計急変支援は終了）。【収入回復届出】
- ・1月及び7月に収入状況の確認を行い、要件を満たす場合は就学支援金の支給が継続される（途中収入回復した場合を除く）。【収入状況確認】
- ・家計急変支援の対象としての就学支援金の支給は、家計急変支援の申請月あるいはその翌月から行われる。たとえば、家計急変事由発生後の収入を証明する書類の提出が申請の3か月後となり、その後認定した場合は、申請月あるいはその翌月から支給する。

※支給を開始する月についての詳細は、第三章3（4）を参照すること。

3 制度開始日

令和5年4月1日

第二章 家計急変支援に関する事務の流れ

| | 生徒 | 学校設置者 | | 都道府県 | 国 |
|--------------|--------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------|
| | | 法令による義務的業務 | 都道府県からの事務委託等 | | |
| 年間通じた周知 | | | | 家計急変支援制度の周知 | |
| 交付金算定 | | | | 家計急変支援世帯人数の見込み | |
| | | | | 就学支援金全体に家計急変支援見込み数を計上 | |
| | | | | 交付申請（年間） 変更申請（適宜） | 交付決定（年間） 支払集計（年4回） |
| | | | | 交付金受取（年4回） | 払込（年4回） |
| 初回審査 | 家計急変事由の発生 | | | | |
| | 受給資格認定申請【家計急変支援】の提出 | | 受給資格認定申請【家計急変支援】をとりまとめの上提出 | 受給資格の認定 | |
| | （事由証明書類収集・提出） （収入証明書類収集・提出） | | | | |
| | 受給資格認定（不認定）通知の受取 | 受給資格認定（不認定）通知の生徒への通知 | 受給資格認定（不認定）通知（生徒一覧）の受取・個人単位で整理・個別に配布 | 受給資格認定（不認定）通知の発出 | |
| | 支給（交付）申請（受給資格認定申請時に学校設置者に委任） | 支給（交付）申請（受給資格認定申請時に生徒より受任） | | 就学支援金の支給（交付）決定 | |
| | 支給額決定（交付決定）通知の受取 | 支給額決定（交付決定）の生徒への通知 | 支給額決定（交付決定）通知の受取・個人単位で整理・個別に配布 | 支給額決定（交付決定）通知の発出 | |
| | 収入状況届出【家計急変支援】の提出 | 収入状況届出【家計急変支援】の経由 | 収入状況届出【家計急変支援】のとりまとめ | | |
| | （事由証明書類収集・提出） （収入証明書類収集・提出） | | | | |
| | 変更支給決定通知の受取 | 変更支給決定通知の生徒への通知 | 変更支給決定通知の受取・個人単位で整理・個別に配布 | 変更支給決定通知の発出 | |
| | 収入回復届出 | （毎月収入状況を確認） 収入回復届出の提出※ ※収入状況届出書含む | 収入回復届出の経由 | 収入回復届出のとりまとめ | 収入回復届出の確認、課税情報を基に所得確認 （以降、収入状況届出【家計急変支援】の「変更支給決定」「受給資格消滅」と同じ） |
| 1月・7月の収入状況確認 | 収入状況届出【家計急変支援】 | 収入状況届出【家計急変支援】の提出 | 収入状況届出【家計急変支援】の経由 | 収入状況届出【家計急変支援】のとりまとめ | 収入証明書類及び課税情報を基に所得確認 |
| | （収入証明書類収集・提出） | | | | 推計年収が要件を超えている場合は、1月・7月より前の月の収入状況を確認 |
| | 支給決定 | 【家計急変支援継続の場合】 支給額決定通知の受取 | 支給額決定の生徒への通知 | 支給額決定通知の受取・個人単位で整理・個別に配布 | 支給額決定通知の発出 |
| | 変更支給決定 | 【通常の就学支援金に移行する場合】 変更支給決定通知の受取 | 変更支給決定通知の生徒への通知 | 変更支給決定通知の受取・個人単位で整理・個別に配布 | 変更支給決定通知の発出 |
| 受給資格消滅 | 【家計急変支援、通常の就学支援金いずれも対象外となる場合】 | 資格認定消滅者一覧の作成・提出 | | | 資格認定消滅者の確定 |
| | 資格認定消滅通知の受取 | 資格認定消滅の生徒への通知 | 資格認定消滅通知の受取・個人単位で整理・個別に配布 | 資格認定消滅通知の発出 | |

※灰色に塗りつぶした箇所は、就学支援金全体の申請等を指す。
※記載のない手続（支給停止・再開、差止め等）は通常の就学支援金制度と同様。

第三章 家計急変支援制度の内容

（家計急変支援制度の考え方について）

家計急変支援制度は、年度途中等のやむを得ない収入の減少など、前年の課税所得に反映されない直近の収入状況に基づき、特例的に就学支援金を支給する制度である。受給資格（令第1条第3項）は、就学支援金支給月の初日において、

- ①保護者等が療養や解雇等できないこと等その他従前得ていた収入を得ることができない事由（家計急変事由）に該当する場合であって
- ②一定期間の収入から推計する年収見込額をもとにした算定基準額に相当する額が15万4,500円（世帯年収約590万円）未満であること

となっており、①及び②については、規則の各条に詳細が定められている（第五章参照）。

就学支援金は、受給権者がその初日において高等学校等に在学する月を単位として支給され（法第5条第1項）、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる（法第6条第2項）ことから、受給資格を満たさなくなった場合には、その旨を届け出る義務がある（第11条第5項）。

本章においては、受給資格、申請、審査、支給、収入回復にかかる届出、収入状況の確認等について詳細を定める。

1 家計急変事由

（1）対象となる家計急変事由の考え方

令及び規則の規定を踏まえると、家計急変事由は、

- 保護者等が負傷、疾病による療養のために勤務することができないこと
- 保護者等が自己の責めに帰することができない理由により離職していること
- 保護者等が事業を行う場合にあつては、当該保護者等が負傷、疾病による療養のため事業を営むことができないこと
- 保護者等が事業を行う場合にあつては、当該保護者等が自己の責めに帰することができない理由により事業を廃止すること
- 上記以外で、保護者等の責めに帰することができない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由

となっている。これらについて、具体的にどのような場合となるか、（2）以降で説明する。なお、保護者等の死亡、離婚については、保護者等情報の変更に係る申請・届出によって、通常の就学支援金として対応することとなる。また、被災に起因する保護者等の生死不明、行方不明についても、「生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」として判断することが可能であり、通常の就学支援金として対応することとなる。

（2）対象となる家計急変事由

対象となる家計急変事由は以下のとおりである。なお、資料「家計急変事由の各証明書類について」では、想定する事由証明書類を具体的にまとめているので、適宜参照すること。

- ①保護者等が被雇用者、公務員、被雇用者であるが雇用保険に加入していない者で、負傷、

疾病により離職または休職など勤務することができない場合、自己の責めに帰することの
できない理由により離職をした場合

ア 負傷、疾病により離職または休職等し、その後90日以上就労が困難である場合

保護者等が負傷、疾病によって離職または休職等し、その後90日以上就労が困難である
ことが要件である。

なお、休職等とは、負傷、疾病によって療養を要し、就労が困難であって、実際に勤務で
きない状態である。具体的には、負傷、疾病による療養のため発生した、休職、病気休暇、
その他の休暇や、欠勤である。

〔必要となる事由証明書類〕

- a 医師による診断書等（離職または休職等し、その後90日以上就労が困難である旨が
記載されているものに限る。診断書の他、証明書、意見書等も含む。）
- b 離職があったことを証明する書類（雇用保険被保険者離職票、退職証明書等）
- c 休職等していることを証明する書類（休職証明書、休職辞令等）

※b、cについては、どちらか

たとえば、離職・休職等した場合、複数の診断書等により結果的に連続する90日間就労
困難であったことが明らかになる場合も、家計急変事由に該当する。ただし、この場合、離
職・休職等した時点では90日間就労が困難である旨記載された診断書等がないため、申請
できていないことが想定される。この場合、申請できなかったことにやむを得ない理由があ
ったものとして、家計急変事由の発生日である離職日または休職等した日を申請日とみなす
ものとしても差し支えない。

診断書等で90日以上就労が困難である旨が記載されていても、その90日間のうちに再
就職したり、休職等から復職等して就労した場合は要件を満たさない。このため、申請者
には再就職・休職等した場合は申し出るよう注意事項として周知する必要があるが、「家計急
変支援申請の手引き」にもその旨記載しているので、活用されたい。

原則、離職または休職等し、その後就労が困難である期間が90日以上である診断書等が
必要であるものの、何らかの理由で当時の状況を証明する診断書等が入手できない場合は、
同じ負傷、疾病を理由として引き続き離職・休職等しているのであれば、新たに、離職・休
職等の時点が含まれない、それ以降の期間の診断書等を取得することで、その時点で負傷、
疾病により90日以上就労が困難である旨が明らかにできれば対象として差し支えない。但
し、家計急変事由発生日は離職・休職等した日ではなく、新たな診断書等の日付とする。

なお、想定される診断書等に関する具体例については、資料「診断書等の具体例」に挙げ
ているので、参照すること。

イ 自己の責めに帰することのできない理由による離職があった場合

被雇用者で雇用保険に加入している保護者等または公務員、被雇用者であるが雇用保険に
加入していない保護者等が、自己の責めに帰することのできない離職をしたことが要件であ
る。以下のi)、ii)に記載のとおり、それぞれの場合において必要な事由証明書類が異なる。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

i) 保護者等が被雇用者であり雇用保険に加入している場合

雇用保険に加入している場合は、「雇用保険受給資格者証」に記載されている「離職理由コード」のうち、次の表に挙げるものを家計急変事由の対象とする。

〔必要となる事由証明書類〕

雇用保険受給資格者証

※雇用保険受給資格者証が発行できない特段の事情がある場合は、「雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）」及び所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない理由を記載した事情書」を提出する。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

| 離職理由 コード | 離職理由 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 (1A) | 解雇（(1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。） |
| 12 (1B) | 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 21 (2A) | 特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり） |
| 22 (2B) | 特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり） |
| 23 (2C) | 特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし） |
| 31 (3A) | <p>事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 （対象となりえる離職理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者 ・事業所において大量雇用変動の場合（1か月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者 ・労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者 ・賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかったことにより離職した者 ・賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。） ・離職の日の属する月の前6か月間のうちに3月連続して45時間、1月で100時間又は2～6月平均で月80時間を超える時間外労働及び休日労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者 ・事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたため離職した者 ・事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者 ・事業主又は当該事業主に雇用される労働者から就業環境が著しく害されるような言動を受けたことにより離職した者 ・事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。） ・事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3か月以上となったことにより離職した者 ・事業所の業務が法令に違反したため離職した者 |
| 32 (3B) | <p>事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職</p> <p>正当な理由のある自己都合退職((3A)、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。) （対象となりえる離職理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者 ・妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者 ・父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者 ・配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難になったことにより離職した者 ・次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者 <ul style="list-style-type: none"> i) 結婚に伴う住所の変更 ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼 iii) 事業所の通勤困難な地への移転 iv) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止または運行時間の変更等 vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避 vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避 ・その他、特定受給資格者に該当しない企業整備による人員整理等での希望退職者の募集に応じて離職した者等 |
| 34 (3D) | <p>特定の正当な理由のある自己都合退職（平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限る。）</p> |

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

ii) 保護者等が公務員や、被雇用者であるが雇用保険に加入していない場合

保護者等が公務員や、被雇用者であるが雇用保険に加入していない者であって、i) に挙げる離職理由コードに相当する状況を証明できる場合は、家計急変事由として認められる。

特に保護者等が公務員の場合は、主に以下の事由により離職した場合が対象になるものと想定される。

(ア) 妊娠・出産、育児により就労が困難となり離職し、その後30日以上就労することが困難である場合

妊娠・出産もしくは育児により就労が困難となり離職し、その後30日以上就労することが困難であることが要件である。

育児については子が満3歳となる前日までの間に離職した場合を対象とする。

なお、妊娠・出産、育児により就労が困難であるとしている30日間のうちに、再就職等して就労した場合は要件を満たさない。

[必要となる事由証明書類]

a 妊娠・出産、育児の事実があることを証明する書類（母子健康手帳の写し等）

b 妊娠・出産、育児により30日以上就労が困難なことを証明する書類

（妊娠・出産、育児により30日以上就労が困難なことを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）

c 離職があったことを証明する書類（退職証明書等）

(イ) 保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（保護者等が離職し、その後療養を必要とする期間が90日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために離職した場合

ここで言う「保護者等の父もしくは母」とは、一親等以内の父母のことであり、すなわち、保護者等の父母及び配偶者の父母である。

また、ここで言う「扶養」とは、税法上や社会保険法上の「扶養」ではなく、助け養うこと、特に生活面の面倒を見ることで、たとえば、身の周りの世話をしたり、手助けしている状態を指す。

なお、保護者等が父もしくは母を扶養するために離職することとなった前提である「療養を必要とする期間」の90日間のうちに、再就職等して就労した場合は要件を満たさない。

[必要となる事由証明書類]

a 保護者等の父もしくは母の死亡を証明する書類、医師による診断書等（保護者等が離職し、その後、保護者等の父もしくは母の療養を必要とする期間が90日以上である旨が記載されているものに限る。診断書の他、証明書、意見書等も含む。）のいずれか

b 保護者等が父もしくは母を扶養する必要があることを証明する書類

（保護者等が父もしくは母を扶養する必要があることを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）

c 保護者等の父母であることを証明する書類（戸籍謄本（＝戸籍全部事項証明書）、

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

住民票の写し等)

d 離職があったことを証明する書類（退職証明書等）

(ウ) 常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（保護者等が離職し、その後、看護を必要とする期間が30日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために保護者等が離職した場合

保護者等が離職し、その後常時の看護が必要な期間が30日以上であるもの、または常時の介護が必要であるものが要件である。

ここで言う「常時の介護」とは、介護保険制度における要介護認定の要介護2以上を指す。

また、ここで言う「親族」とは、保護者等と同居している親族で保護者等の二親等以内に限る。

なお、保護者等が親族を常時看護するために離職することとなった前提である「看護を必要とする期間」の30日間のうちに、再就職等して就労した場合は要件を満たさない。

[必要となる事由証明書類]

a 医師による診断書等（保護者等の親族の看護を必要とする期間が、保護者等が離職し、その後30日以上である旨記載されているものに限る。診断書の他、証明書、意見書等も含む。）

b 保護者等の親族の要介護認定を証明する書類（要介護2以上）

※a、bについては、どちらか

c 保護者等が親族を常時看護・介護することを証明する書類

（保護者等が親族を常時看護・介護することを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）

d 保護者等の親族であることを証明する書類（住民票の写し等）

e 離職があったことを証明する書類（退職証明書等）

なお、保護者等が被雇用者であるが、雇用保険に加入していない場合で、上記（ア）～（ウ）以外については、どの離職理由コードに相当するかによって事由証明書類が異なることになるため、適宜、文部科学省高校修学支援室まで相談すること。

②保護者等が事業を行う個人等で、負傷、疾病によりその営む事業を廃止または休業した場合、自己の責めに帰することのできない理由により、その営む事業を廃止した場合

事業を行う個人または法人（一人の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事もしくは監査役又はこれらに準ずる者）がなく、かつ従業員を使用しないものに限る。）の代表者であることを、「事業を行う個人等」という。

なお、「事業を行う個人」は、いわゆる個人事業主を指し、「法人（一人の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事もしくは監査役又はこれらに準ずる者）がなく、かつ従業員を使用しないものに限る。）の代表者」は、いわゆる一人会社

の役員を指す。

ア 負傷、疾病によりその営む事業を廃止または休業し、その後 90 日以上就労が困難である場合

保護者等が事業を行う個人等であり、負傷、疾病によってその営む事業を廃止または休業し、その後 90 日以上就労が困難であることが要件である。

なお、診断書等の取扱や、90 日間のうちに再就職等したり、休業から復業して就労した場合の取扱は①アを準用する。

〔必要となる事由証明書類〕

- a 医師による診断書等（事業を廃止または休業し、その後 90 日以上就労が困難である旨が記載されているものに限る。診断書の他、証明書、意見書等も含む。）
- b 事業廃止に関する証明書類（個人事業の開業・廃業等届出書等）
- c 休業中であることを証明する書類
（休業中であることを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）

※b、cについては、どちらか

イ 営む事業が債務超過等となり、その営む事業を廃止した場合

保護者等が、事業を行う個人等であり、その営む事業が債務超過等となり、事業を廃止する場合は、自己の責めに帰することのできないものとして、対象となる。ここでいう「債務超過等」は、いわゆる倒産の状態を指すが、具体的には、破産手続開始の申立て（破産法第 18、19 条）又は特別清算開始の申立て（会社法第 511 条）を行っており、会社が解散となるなどその営む事業が事実上廃止の状態となっていることが要件である。

また、保護者等自身の不法行為に起因する経営悪化等によりその営む事業が債務超過等の状態になった場合は、家計急変事由の対象として認められない。

そのため債務超過等の状態に至った理由が保護者等自身の不法行為に起因するものではないことを証明する必要がある。

〔必要となる事由証明書類〕

- a 破産手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類
- b 特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類

※a、bについては、どちらか

- c 不法行為に起因する経営悪化等による債務超過等ではないことを証明する書類
（不法行為に起因する経営悪化等による債務超過等ではないことを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）

なお、債務超過等は、破産手続開始の申立てまたは特別清算開始の申立て以外にも、以下の場合が該当する。

- ・再生手続開始の申立てを行っている状態（民事再生法第 21 条）
- ・更生手続開始の申立てを行っている状態（会社更生法第 17 条）
- ・金融取引停止処分を受けている状態

これらについては、事業の再生等を目指すものであり、申立て等の段階では事業の廃止に

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

は当たらないが、債務超過等であることを踏まえて③アにおいて対象とする。

ウ 妊娠・出産、育児により就労が困難となり、その営む事業を廃止し、その後 30 日以上就労することが困難である場合

保護者等が事業を行う個人等であり、妊娠・出産もしくは育児により就労が困難となり、その営む事業を廃止し、その後 30 日以上就労することができないことが要件である。

育児については子が満 3 歳となる前日までの間にその営む事業を廃止した場合を対象とする。

なお、妊娠・出産、育児により就労が困難であるとしている 30 日間のうちに、再就職等して就労した場合は要件を満たさない。

〔必要となる事由証明書類〕

- a 妊娠・出産、育児の事実があることを証明する書類（母子健康手帳の写し等）
- b 妊娠・出産、育児により 30 日以上就労が困難なことを証明する書類
（妊娠・出産、育児により 30 日以上就労が困難ことを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）
- c 事業廃止に関する証明書類（個人事業の開業・廃業等届出書等）

エ 保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が 90 日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために事業を廃止した場合、または常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（事業を廃止し、その後、看護を必要とする期間が 30 日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために保護者等が事業を廃止した場合

本事由においては、以下の要件のいずれかを満たす場合は家計急変事由として認められる。また、以下の i)、 ii) に記載のとおり、それぞれの場合において必要な事由証明書類が異なる。

i) 保護者等が事業を行う個人等であり、保護者等の父もしくは母が死亡、負傷、疾病（事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が 90 日以上）した場合で、父もしくは母を扶養するために保護者等が事業を廃止した場合

ここで言う「保護者等の父もしくは母」とは、一親等以内の父母のことであり、すなわち、保護者等の父母及び配偶者の父母である。また、ここで言う「扶養」とは、税法上や社会保険法上の「扶養」ではなく、助け養うこと、特に生活面の面倒を見ることで、たとえば、身の周りの世話をしたり、手助けしている状態を指す。

なお、保護者等が父もしくは母を扶養するために事業を廃止することとなった前提である「療養を必要とする期間」の 90 日間のうちに、再就職等して就労した場合は要件を満たさない。

〔必要となる事由証明書類〕

- a 保護者等の父母の死亡を証明する書類、医師による診断書等（保護者等が事業を廃止し、その後、保護者等の父もしくは母の療養を必要とする期間が 90 日以上である旨が記載されているものに限る。診断書の他、証明書、意見書等も含む。）

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

のいずれか

- b 保護者等が父もしくは母を扶養する必要があることを証明する書類
（保護者等が父もしくは母を扶養する必要があることを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）
- c 保護者等の父母であることを証明する書類（戸籍謄本（＝戸籍全部事項証明書）、住民票の写し等）
- d 事業廃止に関する証明書類（個人事業の開業・廃業等届出書等）

ii) 保護者等が事業を行う個人等であり、常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（事業を廃止し、その後、看護を必要とする期間が30日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のためにその営む事業を廃止した場合

保護者等が事業を廃止し、その後常時の看護が必要な期間が30日以上であるもの、または常時の介護が必要であるものが要件である。なお、ここで言う「常時の介護」とは、介護保険制度における要介護認定の要介護2以上を指す。

また、ここで言う「親族」とは、保護者等と同居している親族で二親等以内に限る。なお、保護者等が親族を常時看護するために事業を廃止することとなった前提である「看護を必要とする期間」の30日間のうちに、再就職等して就労した場合は要件を満たさない。

[必要となる事由証明書類]

- a 医師による診断書等（保護者等の親族の看護を必要とする期間が、保護者等が事業を廃止し、その後30日以上である旨が記載されているものに限る。診断書の他、証明書、意見書等も含む。）
 - b 保護者等の親族の要介護認定を証明する書類（要介護2以上）
- ※a、bについては、どちらか
- c 保護者等が親族を常時看護・介護することを証明する書類
（保護者等が親族を常時看護・介護することを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）
 - d 保護者等の親族であることを証明する書類（住民票の写し等）
 - e 事業廃止に関する証明書類（個人事業の開業・廃業等届出書等）

③上記①、②以外の場合で、自己の責めに帰することのできないもの

ア 保護者等が事業を行う個人等の場合で、営む事業が債務超過等となった場合

保護者等が事業を行う個人等であり、その営む事業が債務超過等になったことが要件である。本事由では事業を廃止したことまでは要件としていない。

なお、保護者等自身の不法行為に起因する経営悪化等によりその営む事業が債務超過等の状態になった場合は、家計急変事由の対象として認められない。

そのため債務超過等の状態に至った理由が保護者等自身の不法行為に起因するものではないことを証明する必要がある。

また、ここでいう債務超過等とは、以下の状態を指す。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

- ・再生手続開始の申立てを行っている状態（民事再生法第21条）
- ・更生手続開始の申立てを行っている状態（会社更生法第17条）
- ・金融取引停止処分を受けている状態

※破産手続開始、特別清算開始の申立てを行っている場合は、②イを適用する。

[必要となる事由証明書類]

- a 再生手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類
- b 更生手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類
- c 金融取引停止処分を受けている状態であることを証明する書類

※a、b、cについては、いずれか

- d 不法行為に起因する経営悪化等による債務超過等ではないことを証明する書類
(不法行為に起因する経営悪化等による債務超過等ではないことを証明できない場合は、宣誓書類でも可。)

イ 法人の役員（「事業を行う個人等」の法人の代表者を除く。）が、正当な理由によりその職を辞任した場合

保護者等が法人の役員（「事業を行う個人等」の法人の代表者（いわゆる一人会社の役員を除く。））であり、正当な理由によりその職を辞任したことが要件である。

正当な理由とは具体的には以下のi)～iv)の場合を指し、それぞれの場合において必要な事由証明書類が異なる。

i) 負傷、疾病により役員を辞任し、その後90日以上就労が困難である場合

保護者等が負傷、疾病によって役員を辞任し、その後90日以上就労が困難であることが要件である。

なお、診断書等の取扱や、90日間のうちに再就職等して就労した場合の取扱は①アを準用する。

[必要となる事由証明書類]

- a 医師による診断書等（役員を辞任し、その後90日以上就労が困難である旨が記載されているものに限る。診断書の他、証明書、意見書等も含む。）
- b 役員を辞任したことを証明する書類

ii) 妊娠・出産、育児により就労が困難となり役員を辞任し、その後30日以上就労することが困難である場合

妊娠・出産もしくは育児により就労が困難となり、役員を辞任し、その後30日以上就労することが困難であることが要件である。

なお、育児については子が満3歳となる前日までの間に役員を辞任した場合を対象とする。

なお、妊娠・出産、育児により就労が困難であるとしている30日間のうちに、再就職等して就労した場合は要件を満たさない。

[必要となる事由証明書類]

- a 妊娠・出産、育児の事実があることを証明する書類（母子健康手帳の写し等）

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

b 妊娠・出産、育児により 30 日以上就労が困難なことを証明する書類

（妊娠・出産、育児により 30 日以上就労が困難なことを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）

c 役員を辞任したことを証明する書類

iii) 保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（役員を辞任し、その後療養を必要とする期間が 90 日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために役員を辞任した場合

ここで言う「保護者等の父もしくは母」とは、一親等以内の父母のことであり、すなわち、保護者等の父母及び配偶者の父母である。また、「扶養」とは、税法上や社会保険法上の「扶養」ではなく、助け養うこと、特に生活面の面倒を見ることで、たとえば、身の周りの世話をしたり、手助けしている状態を指す。

なお、保護者等が父もしくは母を扶養するために役員を辞任することとなった前提である「療養を必要とする期間」の 90 日間のうちに、再就職等して就労した場合は要件を満たさない。

〔必要となる事由証明書類〕

a 保護者等の父母の死亡を証明する書類、医師による診断書等（保護者等が役員を辞任し、その後保護者等の父もしくは母の療養を必要とする期間が 90 日以上である旨が記載されているものに限る。診断書の他、証明書、意見書等も含む。）のいずれか

b 保護者等が父もしくは母を扶養する必要があることを証明する書類

（保護者等が父もしくは母を扶養する必要があることを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）

c 保護者等の父母であることを証明する書類（戸籍謄本（＝戸籍全部事項証明書）、住民票の写し等）

d 役員を辞任したことを証明する書類

iv) 常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（役員を辞任し、その後、看護を必要とする期間が 30 日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために役員を辞任した場合

保護者等が役員を辞任し、その後常時の看護が必要な期間が 30 日以上であるものまたは常時の介護が必要であるものが要件である。ここで言う「常時の介護」とは、介護保険制度における要介護認定の要介護 2 以上を指す。

また、ここで言う「親族」とは、保護者等と同居している親族で保護者等の二親等以内に限る。

なお、保護者等が親族を常時看護するために役員を辞任することとなった前提である「看護を必要とする期間」の 30 日間のうちに、再就職等して就労した場合は要件を満たさない。

〔必要となる事由証明書類〕

a 医師による診断書等（保護者等の親族の看護を必要とする期間が、保護者等が役

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

員を辞任し、その後30日以上である旨が記載されているものに限る。診断書の他、証明書、意見書等も含む。）

b 保護者等の親族の要介護認定（要介護2以上）を証明する書類

※a、bについては、どちらか

c 保護者等が親族を常時看護・介護することを証明する書類

（保護者等が親族を常時看護・介護することを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）

d 保護者等の親族であることを証明する書類（住民票の写し等）

e 役員を辞任したことを証明する書類

ウ 法人の役員（「事業を行う個人等」の法人の代表者を除く。）を務める会社等が、債務超過等になった場合

保護者等が法人の役員であり、その保護者等が役員を務める会社等が、債務超過等となっていることが要件である。前記③イとは異なり、本事由では法人の役員がその職を辞任していることまでは要件としていない。

また、法人の役員である保護者等自身の不法行為に起因する経営悪化等により役員を務める会社が債務超過等の状態になった場合は、家計急変事由の対象として認められない。

そのため、債務超過等の状態に至った理由が保護者等自身の不法行為に起因するものではないことを証明する必要がある。

なお、ここでいう債務超過等とは、いわゆる倒産の状態を指すが、具体的には以下のいずれかの状態に該当するものである。

- ・破産手続開始の申立てを行っている状態（破産法第18、19条）
- ・特別清算開始の申立てを行っている状態（会社法第511条）
- ・再生手続開始の申立てを行っている状態（民事再生法第21条）
- ・更生手続開始の申立てを行っている状態（会社更生法第17条）
- ・金融取引停止処分を受けている状態

[必要となる事由証明書類]

a 破産手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類

b 特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類

c 再生手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類

d 更生手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類

e 金融取引停止処分を受けている状態であることを証明する書類

※a、b、c、d、eについては、いずれか

f 不法行為に起因する経営悪化等による債務超過等ではないことを証明する書類

（不法行為に起因する経営悪化等による債務超過等ではないことを証明できない場合は、宣誓書類でも可。）

エ 被災により就労が困難等となった場合

保護者等が地震や水害等に被災し、就労が困難な状態となったことが要件である。「被災により就労が困難となった」状態とは、たとえば、保護者等が自営業者で、事業を実施する

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

店舗が、地震、水害、火事等により被災し、当面の間事業を実施できないほどの物理的な被害を受けて休業する場合などが想定される。

この他、被災が原因で就労が困難になったことが推定できるだけの客観的な証明書を提出できるものは対象になる場合がある。判断が容易でない場合は、文部科学省高校修学支援室まで相談すること。なお、たとえば、被災による負傷、疾病等により、離職・廃業や休職等・休業する場合は、①アまたは②アで対象になる場合がある。

事由証明書類としては、被災が原因で就労が困難になったことを証明する書類を提出する必要がある。なお、上記の例の場合は、自営業者が事業を実施する店舗の罹災証明書と、事業が休業中であることを証明する書類が想定される。

また、当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響により保護者等の収入が減少した場合、特例的に対象とする。なお、保護者等が以下の（ア）～（ウ）すべてを満たす公的支援を受けていることが要件である。

（ア）国、地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するもの）が実施しているもの。

（イ）新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。

（ウ）当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

〔必要となる事由証明書類〕

（新型コロナウイルス感染症の影響により保護者等の収入が減少した場合）

a 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があった者を支援対象として、国、地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するもの）が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書等

※公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書を提出できない特段の事情がある場合は、所定の様式「公的支援の証明書を提出できない場合の事情書」を提出する。

b 公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し

（3）家計急変事由の証明書類の考え方

家計急変事由の証明書類は、第三者により証明されることが原則であり、資料「家計急変事由の各証明書類について」に記載の書類が想定される。これに記載の無い証明書類が提出された場合に、事由証明書類として認めるかどうかについては、個別のケースに応じて、都道府県において適切に判断されたい。判断が容易でない場合は、必要に応じて文部科学省高校修学支援室まで相談すること。

（4）対象となる家計急変事由に挙げられていない事由の取扱い

家計急変支援制度は、原則、本事務処理要領で具体的に示している事由を対象とする。

この他に、自己の責めに帰することのできないものと考えられる事案がある場合は、文部科学省高校修学支援室まで相談すること。

2 年収の推計

通常の就学支援金は、年末調整や確定申告を受け市町村が算出する市町村民税の課税標準額等を用いて判定している。一方、家計急変支援制度は、家計急変事由発生後の一定期間の収入から年収を推計して判定する仕組みであるため、課税標準額等を判定に利用することはできない。そのため、家計急変支援制度に限っては、所得税法や地方税法等を踏まえつつ、市町村民税の「課税標準額に相当する額」を定義する必要がある。

しかしながら、課税標準額の計算に当たっては損益通算や損失の繰越控除など手続きが非常に煩雑となるため、家計急変支援制度における市町村民税の課税標準額に相当する額の算定に当たっては、実際の税の計算とは異なる簡便な方法により行うものとする。

なお、保護者等のうち一方のみに家計急変事由が発生した場合は、家計急変事由が発生した保護者等は算定基準額に相当する額を、家計急変事由が発生していない保護者等は通常の算定基準額を用いて、その合算にて判定を行う。

（1）家計急変支援の対象となる算定基準額に相当する額

- 所得制限等により受給資格を有していない者が、家計急変事由が発生したことにより推計年収が 590 万円未満程度（算定基準額に相当する額が 154,500 円未満）となった場合
- 通常の就学支援金でいわゆる基準額（支給限度額 118,800 円）を受給している年収 590 万円以上 910 万円未満程度（算定基準額が 154,500 円以上 304,200 円未満）である者が、家計急変事由が発生したことにより推計年収が 590 万円未満程度（算定基準額に相当する額が 154,500 円未満）となった場合

（2）収入証明書類

課税対象となる所得に係る証明書類は、すべて提出する必要がある。離職前の勤務先からの給与、賞与、退職金等が離職後に支給される場合があるが、これらについては推計年収には含めないこととする。また、自営業者が事業を廃止した場合で、廃止した後にその事業に係る収入があった場合も同様に推計年収には含めないものとする。休職等・休業の場合に関しても同様の取扱いとする。

①給与明細書等（役員報酬明細書及び賞与明細書を含む。）

被雇用者の収入証明書類は給与明細書、役員報酬を受けている者の収入証明書類は帳簿ではなく、役員報酬明細書とする。また、賞与が支払われる場合は、賞与明細書も必要となる（以下、まとめて「給与明細書等」という。）。紛失等により不足する月の分がある場合は、勤務先に給与支払証明書の作成を依頼すること。

給与明細書等には、氏名、勤務先名及び月ごとの支給額の記載が必要であり、何らかの理由によって支給額が 0 円の月があった場合も、「その月の収入がなかった」という事実を把握するため、支給額 0 円の給与明細書等又は給与支払証明書の提出が必要となる。

給与明細書等は、支払日（支給日）が併記されている場合、支払日（支給日）が属する月

の分の収入証明書類として取扱う。

（例）「4月度給与明細書」と「5月10日支給」が併記されている場合、5月分の収入証明書類として取扱う。

②年金の証明書類

〔公的年金等に係る雑所得に該当する年金支給分について〕

公的年金の支給を受けている者は、「年金振込通知書」「年金額改定通知書」等が収入証明書類となる。「年金振込通知書」は月単位では発行されないが、提出が必要な期間の月ごとの金額を確認できる収入証明書類をすべて提出すること。また、企業年金等の課税対象となる年金の支給を受けている者は、企業年金の振込通知書等が収入証明書類となる。

〔上記以外の課税対象となる年金支給分について〕

公的年金等に係る雑所得に該当しない個人年金等については、年金の支払金額（収入金額）から年金の支払金額に対応する掛金額（必要経費）を差し引いた金額が分かる証明書類を提出すること。

〔非課税となる年金支給分について〕

遺族年金及び障害年金は非課税であり、推計年収に含める必要はないため、それらに対応する証明書類を提出する必要はない。

③帳簿

自営業等の収入証明書類は帳簿となる。事業所得、不動産所得等、前記①または②に該当しない所得のうち、課税対象となるものは、原則、帳簿の形式で提出する必要がある。ただし、一時的な所得など帳簿によらない場合については、収入金額と受取日が確認できる書類（あれば必要経費の確認ができる書類も）の提出で差し支えない。なお、帳簿については、所得の種類ごと、家計急変事由が発生した者ごとに作成する必要がある。

前記①に記載のとおり、役員報酬を受けている場合は役員報酬明細書の提出のみで足りるが、併せて、役員を務める会社の帳簿も提出した場合は、給与所得（役員報酬）とは別に事業系所得もあると判断され、本来よりも過剰に収入があるように算定されることになるため注意が必要。特に、いわゆる一人会社役員等においては注意すること。

帳簿には「事業所名（屋号）」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」の記載が必要となる。また、売上及び経費がともに0円の月があった場合も、「その月の所得がなかった」という事実を把握するため、帳簿の提出が必要となる。

④複数の所得がある場合

勤務先が複数ある場合や、給与所得を得ながら不動産所得もある等の場合、給与所得、事業所得、不動産所得、公的年金等に係る雑所得等、課税対象となるすべての所得について、それぞれに対応する収入証明書類を提出する必要があるため、必ず所得の種類ごとに収入証明書類を整えること。

家計急変支援の対象となり支給が開始された後に、未申告の所得があることが判明した場合は、支給済みの就学支援金を返還させる場合があるため、所得の申告漏れがないよう案内

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

すること。なお、申請書においては、「5. 確認事項」において、「家計急変事由が発生した保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。」と申請者に確認させる様式としており、オンライン申請システムにおいても同様である。

⑤収入証明書類に該当しないもの

傷病手当金、失業給付金、遺族年金、障害年金等は非課税であるため、収入証明書類として提出する必要はない。通帳の写しは、被雇用者の場合、給与の差引支給額（いわゆる手取り支給額）は分かるが、課税対象となる支給総額は分からず、また、通勤手当等の金額も含まれている場合があるため、給与明細書等に代わる収入証明書類としては認められない。

(3) 推計年収の計算方法の詳細、控除

【通常の計算式】

通常の就学支援金の算定基準額の計算式は以下の通りであり、保護者等の算定基準額を合算した額が基準を下回った場合、受給資格者となる。

【算定基準額の計算式】

$$\text{〔算定基準額〕} = \text{〔市町村民税の課税標準額〕} \times 6\% - \text{〔市町村民税の調整控除の額〕}$$

- ※1 政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じた金額を用いる。
- ※2 生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等の「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除した金額を用いる。
- ※3 算定基準額は、100円未満切り捨て。

【家計急変支援における算定基準額に相当する額の計算式】

しかし、上記計算式のうち、「課税標準額」や「市町村民税の調整控除の額」は個人番号等によって取得した税情報であるため、そのまま使用すると家計急変事由発生後の所得が反映されず、通常の就学支援金と同様の判定結果となってしまう。

そこで、家計急変事由が発生した保護者等については、家計急変事由発生後の一定期間の所得により「課税標準額に相当する額」を算出し、それを上記計算式に当てはめ、「算定基準額に相当する額」を算定する。なお、算定基準額に相当する額の計算式は以下の通り。

【算定基準額に相当する額の計算式】

$$\text{〔算定基準額に相当する額〕} = \text{〔市町村民税の課税標準額に相当する額〕} \times 6\% \\ - \text{〔市町村民税の調整控除の額に相当する額〕}$$

- ※1 政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額に相当する額」に3/4を乗じた金額を用いる。
- ※2 生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等の「市町村民税の課税標準額に相当する額」から33万円を控除した金額を用いる。
- ※3 算定基準額に相当する額は、100円未満切り捨て。

【市町村民税の課税標準額に相当する額及び市町村民税の調整控除の額に相当する額について】

①市町村民税の課税標準額に相当する額

市町村民税の課税標準額に相当する額については、以下のアからイを差し引いた額とする。計算式は以下の通り。

【市町村民税の課税標準額に相当する額の計算式】

$$\begin{aligned} \text{〔市町村民税の課税標準額に相当する額〕} &= \text{〔ア 合計所得金額に相当する額〕} \\ &\quad - \text{〔イ 所得控除の額に相当する額〕} \end{aligned}$$

ア 合計所得金額に相当する額

合計所得金額に相当する額については、以下 (a)、(b) 及び (c) を合算した額とする。計算式は以下の通り。なお、年収推計シートに金額を入力すると自動で計算される。

※離職前の勤務先からの給与、賞与、退職金等が離職後に支給される場合があるが、これらについては推計年収には含めない。

【合計所得金額に相当する額の計算式】

$$\begin{aligned} \text{〔合計所得金額に相当する額〕} &= \text{〔(a) 給与所得の金額に相当する額〕} \\ &\quad + \text{〔(b) 公的年金等に係る雑所得に相当する額〕} \\ &\quad + \text{〔(c) その他の所得に相当する額〕} \end{aligned}$$

(a) 給与所得の金額に相当する額

給与所得の金額に相当する額の計算式は以下の通り。

【給与所得の金額に相当する額の計算式】

$$\begin{aligned} \text{〔給与所得の金額に相当する額〕} &= \text{〔給与等収入金額（年間換算額）〕} \\ &\quad - \text{〔給与所得控除額に相当する額〕} \\ &\quad - \text{〔所得金額調整控除額に相当する額〕} \end{aligned}$$

給与所得控除額とは給与等の収入金額に応じて計算される控除額であり、給与所得控除額に相当する額とは年間収入に換算された給与等収入金額（年間換算額）から同様の計算方法により得た金額のことをいう。

なお、「給与等収入金額（年間換算額）」から「給与所得控除額に相当する額」を差し引いたものを「給与所得控除後の給与等の金額に相当する額」という。そのため、「給与所得の金額に相当する額」は、「給与所得控除後の給与等の金額に相当する額」から「所得金額調整控除額に相当する額」を差し引いたものと同値である。「給与所得控除後の給与等の金額に相当する額」の具体的な計算方法は以下の表の通り（国税庁HPを参考に作成）。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

給与所得控除後の給与等の金額に相当する額

| 給与等収入金額（年間換算額） (A) | 給与所得控除後の給与等の金額に相当する額 (C) |
|-------------------------|-----------------------------------------------|
| 0円 ～ 550,999円 | 0円 |
| 551,000円 ～ 1,618,999円 | (A) - 550,000円 |
| 1,619,000円 ～ 1,619,999円 | 1,069,000円 |
| 1,620,000円 ～ 1,621,999円 | 1,070,000円 |
| 1,622,000円 ～ 1,623,999円 | 1,072,000円 |
| 1,624,000円 ～ 1,627,999円 | 1,074,000円 |
| 1,628,000円 ～ 1,799,999円 | (B) × 2.4 + 100,000円 |
| 1,800,000円 ～ 3,599,999円 | (B) × 2.8 - 80,000円 |
| 3,600,000円 ～ 6,599,999円 | (B) × 3.2 - 440,000円 |
| 6,600,000円 ～ 8,499,999円 | (A) × 0.9 - 1,100,000円 |
| 8,500,000円 ～ | (A) - 1,950,000円 (B) = (A) ÷ 4（千円未満の端数切捨て） |

※ (C) において、1円未満の端数があるときは、その端数は切捨て

※ 給与所得控除額に相当する額 = (A) - (C)

また、所得金額調整控除額とは次の i)、ii) の2つがあり、所得金額調整控除額に相当する額とは、給与等収入金額（年間換算額）から同様の計算方法により得た金額のことをいう。計算方法は以下の通り（国税庁 HP を参考に記載）。

i) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、本人（家計急変事由が発生した者を指す）、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合または23歳未満の扶養親族がいる場合に適用されるもの。

計算式は以下の通り。

【i) の計算式】

$$\text{〔所得金額調整控除額〕} = \{ \text{〔給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）} \\ - \text{850万円} \} \times 0.1$$

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額

ii) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得と公的年金等に係る雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合に適用されるもの。

計算式は以下の通り。

【ii) の計算式】

$$\text{〔所得金額調整控除額〕} = \{ \text{〔給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）} \\ + \text{〔公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）} \} \\ - \text{10万円}$$

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

(b) 公的年金等に係る雑所得に相当する額

公的年金等に係る雑所得に相当する額の計算式は以下の通り。

【公的年金等に係る雑所得に相当する額の計算式】

$$\frac{\text{〔公的年金等に係る雑所得に相当する額〕}}{\text{〔公的年金等収入金額（年間換算額）〕}} = \frac{\text{〔公的年金等収入金額（年間換算額）〕}}{\text{〔公的年金等控除額に相当する額〕}}$$

公的年金等控除額とは公的年金等の収入金額、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額及び年齢に応じて計算される控除額であり、公的年金等控除額に相当する額とは年間収入に換算された公的年金等の収入金額（年間換算額）から同様の計算方法により得た金額のことをいう。なお、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額とは、「給与所得控除後の給与等の金額に相当する額」に「所得金額調整控除額に相当する額（子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除）」を反映したうえで、「その他の所得に相当する額」を合算した金額のことをいう。

具体的な公的年金等に係る雑所得に相当する額の計算方法は以下の表の通り（国税庁HPを参考に作成）。

公的年金等に係る雑所得に相当する額の計算方法

【65歳以上の場合】

| 公的年金等収入金額（年間換算額） (A) | 公的年金等に係る雑所得に相当する額 | | |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------|
| | ※(ア)が1,000万円以下 (B) (負の場合は0円) | ※(ア)が1,000万円超 2,000万円以下 (B) (負の場合は0円) | ※(ア)が2,000万円超 (B) (負の場合は0円) |
| 0円 ～ 3,299,999円 | (A) - 1,100,000円 | (A) - 1,000,000円 | (A) - 900,000円 |
| 3,300,000円 ～ 4,099,999円 | (A) × 0.75 - 275,000円 | (A) × 0.75 - 175,000円 | (A) × 0.75 - 75,000円 |
| 4,100,000円 ～ 7,699,999円 | (A) × 0.85 - 685,000円 | (A) × 0.85 - 585,000円 | (A) × 0.85 - 485,000円 |
| 7,700,000円 ～ 9,999,999円 | (A) × 0.95 - 1,455,000円 | (A) × 0.95 - 1,355,000円 | (A) × 0.95 - 1,255,000円 |
| 10,000,000円 ～ | (A) - 1,955,000円 | (A) - 1,855,000円 | (A) - 1,755,000円 |

【65歳未満の場合】

| 公的年金等収入金額（年間換算額） (A) | 公的年金等に係る雑所得に相当する額 | | |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------|
| | ※(ア)が1,000万円以下 (B) (負の場合は0円) | ※(ア)が1,000万円超 2,000万円以下 (B) (負の場合は0円) | ※(ア)が2,000万円超 (B) (負の場合は0円) |
| 0円 ～ 1,299,999円 | (A) - 600,000円 | (A) - 500,000円 | (A) - 400,000円 |
| 1,300,000円 ～ 4,099,999円 | (A) × 0.75 - 275,000円 | (A) × 0.75 - 175,000円 | (A) × 0.75 - 75,000円 |
| 4,100,000円 ～ 7,699,999円 | (A) × 0.85 - 685,000円 | (A) × 0.85 - 585,000円 | (A) × 0.85 - 485,000円 |
| 7,700,000円 ～ 9,999,999円 | (A) × 0.95 - 1,455,000円 | (A) × 0.95 - 1,355,000円 | (A) × 0.95 - 1,255,000円 |
| 10,000,000円 ～ | (A) - 1,955,000円 | (A) - 1,855,000円 | (A) - 1,755,000円 |

※公的年金等控除額に相当する額 = (A) - (B)

※(ア)：公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に相当する額

※(B)において、1円未満の端数があるときは、その端数は切捨て

(c) その他の所得に相当する額

その他の所得に相当する額の計算式は以下の通り。

【その他の所得に相当する額の計算式】

$$\text{〔その他の所得に相当する額〕} = \frac{\text{〔給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外の各所得の合算額〕}}{\quad}$$

※「所得＝収入－経費」であり、各所得を合算したうえで負の値となった場合は0とする。

※上記には、特別控除額や青色申告者特別控除額は含めないこととする。

イ 所得控除の額に相当する額

所得控除の額に相当する額については、個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した直近の所得控除合計額とする。

※課税証明書の場合、所得控除合計額を取得できない場合があるが、以下の(a)から(b)を控除した額で代替することも可能。

(a) 個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した直近の総所得金額等

(b) 個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した直近の課税標準額

※上記及び次の②において「直近の～」と記載しているが、これは通常の就学支援金の判定と同様、4～6月支給分については前年度（前々年所得）、7～3月支給分については当年度（前年所得）の税情報を用いて判定する。

②市町村民税の調整控除の額に相当する額

市町村民税の調整控除の額に相当する額については、個人番号を用いた情報連携又は課税証明書により取得した、直近の市町村民税の調整控除の額とする。

(4) 年収推計シートについて

市町村民税の課税標準額に相当する額の算出に当たっては、(3)①ア合計所得金額に相当する額を、年収推計シートを用いた計算により求めたうえで、(3)①イ所得控除の額に相当する額を控除することとなる。なお、オンライン申請システムでの申請に当たっては、年収推計シートにより得られた金額を申請フォームに入力する必要がある。

年収推計シートの構成は以下の通りであり、所得の種類に応じて提出する様式が異なる。

①総表

- ・所得の種類にかかわらず、全員提出する必要がある。
- ・別紙1～3の金額を入力すると合計所得金額に相当する額が算出される。
- ・上記申請フォームへの金額の入力に当たっては、本シートの「システム入力金額」を入力する必要がある。

②別紙1

給与所得がある場合に使用するもの。

③別紙2

公的年金等に係る雑所得がある場合に使用するもの。

④別紙3

給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合に使用するもの。

⑤別紙3-1（恒常的な所得に関する計算書）

別紙3を提出する場合で、恒常的な所得と分類する所得（事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、業務に係る雑所得）がある場合に使用するもの。

⑥別紙3-2（一時的な所得に関する計算書）

別紙3を提出する場合で、一時的な所得として分類する所得（その他の雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得）がある場合に使用するもの。

※給与所得がある者の給与収入金額について

給与所得がある者については、課税の対象となる給与等収入金額（年間換算額）を入力する必要があるが、給与明細書等において、通勤手当の支給額の確認ができれば、それを除いた金額を入力する。なお、通勤手当の支給があるものの給与明細書等においてその判別が困難である場合（例：「通勤手当」と明示されず「諸手当」とされているものの中に、通勤手当が含まれている場合など）については、別途、通勤手当がいくら含まれているかが分かる書類の提出があった場合に限り、給与等収入金額に含めないこととする。

なお、家計急変支援制度においては通勤手当の非課税限度額は考慮しないこととし、「通勤手当」と標記あるいは判別できたものについては、全額を便宜的に給与等収入金額に含めないこととする。

【給与収入金額における通勤手当の取扱いについて】

○通勤手当の支給がない場合

⇒給与明細書等の支給総額を入力

○通勤手当の支給がある場合

ア 給与明細書等において、通勤手当の金額が明確である場合

⇒給与明細書等の支給総額から通勤手当の金額を控除した額を入力

イ 給与明細書等において、通勤手当の金額が明確でない場合

i) 給与明細書等のほかに、別途、通勤手当の金額を証明する書類を提出できる場合

⇒給与明細書等の支給総額から別途提出のあった書類により確認が取れた通勤手当の金額を控除した額を入力

ii) 給与明細書等のほかに、通勤手当の金額を証明する書類を提出できない場合

⇒給与明細書等の支給総額を入力

(5) 年収の具体的な計算方法について

①給与所得の金額に相当する額の給与等収入金額（年間換算額）

nか月分の収入証明書類の提出があった場合、その合計額に12/nを乗じて年間換算を行う。なお、当該期間において、賞与の支給があった場合は、当該期間における賞与の支給回数及び年間の賞与の支給回数を考慮のうえ、年間換算を行う。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

（例1）当該期間の賞与支給がない場合

収入証明書類として3か月分の給与明細（計90万円）を提出（当該期間には賞与の支給なし）

⇒年間換算：90万円×12/3＝360万円

（例2）当該期間の賞与支給回数1回、年間の賞与支給回数2回の場合

収入証明書類として3か月分の給与明細（計90万円）及び賞与明細（60万円）を提出（当該期間における賞与支給回数1回、年間の賞与支給回数2回として申告）

⇒年間換算：給与＝90万円×12/3＝360万円、賞与＝60万円×2回＝120万円、
給与360万円＋賞与120万円＝合計480万円

（例3）当該期間の賞与支給回数1回、年間の賞与支給回数1回の場合

収入証明書類として3か月分の給与明細（計90万円）及び賞与明細（60万円）を提出（当該期間における賞与支給回数1回、年間の賞与支給回数1回として申告）

⇒年間換算：給与＝90万円×12/3＝360万円、賞与＝60万円×1回＝60万円、
給与360万円＋賞与60万円＝合計420万円

②公的年金等に係る雑所得に相当する額の公的年金等収入金額（年間換算額）

nか月分の収入証明書類の提出があった場合、その合計額に12/nを乗じて年間換算を行う。ただし、一般的に年金の支給は2か月に1回であることから、月額換算した金額を各月の金額として整理することとする。この際、1円未満の端数が生じた場合はそれを切捨てるものとする。

③その他の所得に相当する額

恒常的な所得として分類する事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得及び業務に係る雑所得については、nか月分の収入証明書類の提出があった場合、その合計額に12/nを乗じて年間換算を行う。この際、1円未満の端数が生じた場合はそれを切捨てるものとする。なお、恒常的な所得がある場合は、年収推計シートの別紙3のほか、別紙3-1「恒常的な所得に関する計算書」を提出する必要がある。

また、一時的な所得として分類するその他の雑所得（公的年金等及び業務に係る雑所得以外の雑所得）、譲渡所得、一時所得及び山林所得については、12/nを乗じることはせず、そのままの金額を算入する。なお、一時的な所得がある場合は、年収推計シートの別紙3のほか、別紙3-2「一時的な所得に関する計算書」を提出する必要がある。

（例4）収入証明書類として3か月分の不動産所得の帳簿（収入－経費＝90万円）を提出した場合（当該期間には他の所得なし）

⇒年間換算：90万円×12/3＝360万円

（例5）収入証明書類として3か月分の不動産所得の帳簿（収入－経費＝90万円）及び事業所得が確認できる帳簿（収入－経費＝50万円※恒常的な所得）を提出した場合

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

⇒年間換算：不動産所得＝90万円×12/3＝360万円、事業所得＝50万円×12/3＝200万円、不動産所得360万円＋事業所得200万円＝合計560万円

（例6）収入証明書類として3か月分の不動産所得の帳簿（収入－経費＝90万円）及び譲渡所得が確認できる書類（収入－経費＝50万円※一時的な所得）を提出した場合
⇒年間換算：不動産所得＝90万円×12/3＝360万円、譲渡所得＝50万円、
不動産所得360万円＋譲渡所得50万円＝合計410万円

次の表の種類、概要及び課税方法については、国税庁HPを参考に文部科学省において一部加工したうえで作成。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

家計急変支援における各所得の区分等について

| 収入証明書類の提出月数 | | | 区分 | 種類 | 概要 | 課税方法 |
|-------------|---------|--------|--------|------------------|------------------------------------------------------------------------------|------|
| 3か月分 | nか月分 | 6か月分 | | | | |
| × 4 | × 12/ n | × 2 | 恒常的な所得 | 事業所得 (営業等・農業) | 商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得 | 総合 |
| | | | | | 事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得 | 申告分離 |
| × 4 | × 12/ n | × 2 | 恒常的な所得 | 不動産所得 | 土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得 | 総合 |
| × 4 | × 12/ n | × 2 | 恒常的な所得 | 利子所得 | 国外で支払われる預金等の利子などの所得 | 総合 |
| | | | | | 特定公社債の利子などの所得 (確定申告不要制度あり) | 申告分離 |
| | | | | | 預貯金の利子などの所得【推計年収に含めない】 | 源泉分離 |
| × 4 | × 12/ n | × 2 | 恒常的な所得 | 配当所得 | 法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※ 上場株式等の配当等について、申告分離課税を選択(※)したものを除く。 | 総合 |
| | | | | | 上場株式等に係る配当等、公募株式等証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択(※)したものの所得 | 申告分離 |
| | | | | | 特定目的信託(私募のものに限る。)の社債的受益権の収益の分配などの所得 【推計年収に含めない】 | 源泉分離 |
| × 4 | × 12/ n | × 2 | 恒常的な所得 | 給与所得 | 賞与以外 俸給や給料、賃金、歳費などの所得 | |
| × y/ t | × y/ t | × y/ t | - | | 賞与 賞与に係る所得 | |
| × 4 | × 12/ n | × 2 | 恒常的な所得 | 雑所得 | 公的年金等 国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出年金、恩給、一定の外国年金などの所得 | 総合 |
| | | | | | 業務 原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得 | |
| × 1 | × 1 | × 1 | 一時的な所得 | その他 | 生命保険の年金、暗号資産取引による所得など他の所得に当てはまらない所得 | 申告分離 |
| | | | | | 先物取引に係る所得 | |
| × 1 | × 1 | × 1 | 一時的な所得 | 譲渡所得 | ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得 | 総合 |
| | | | | | 土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※ 株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く。 | 申告分離 |
| × 1 | × 1 | × 1 | 一時的な所得 | 一時所得 | 生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得 | 総合 |
| | | | | | 保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など【推計年収に含めない】 | 源泉分離 |
| × 1 | × 1 | × 1 | 一時的な所得 | 山林所得 | 所有期間が5年を超える山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得 | 申告分離 |

※賞与について、年間支給回数が y 回であり、当該期間において t 回支給された場合は、賞与支給額に y / t を乗じて年間換算する。

(例) 賞与の年間支給回数が 2 回であり、当該期間において 1 回支給された場合は、賞与支給額に 2 / 1 (= 2) を乗じる。

※「一時的な所得」に該当する場合は、「(別紙3-2) 一時的な所得に関する申告書」を記載のうえ、併せて提出する必要がある。

※課税方法が源泉分離課税の所得については推計年収には含めません。

※利子所得あるいは配当所得のうち、確定申告不要制度を選択する金額については推計年収には含めません。

（6）収入証明書類の提出月数について

①初回審査の場合

ア 3か月分の収入証明書類を提出できる場合

家計急変事由が発生した場合は、家計急変事由発生月の翌月以降3か月分（家計急変事由が発生した日が月の初日の場合は、当該月以降3か月分）の収入証明書類を提出する必要がある。なお、入学前に家計急変事由が発生した場合など、家計急変申請時に家計急変事由発生から4か月以上経過している場合は、申請月※の前3か月分の収入証明書類を提出する必要がある。

※すでに通常の就学支援金の受給権者で、月の初日より後に申請している場合は、その翌月（例3を参照）。

（例1）入学後、5/2～6/1に家計急変事由が発生し、6月末までに申請した場合

⇒家計急変事由発生月の翌月（事由発生日が月の初日の場合は当該月）以降3か月分である6～8月分の収入証明書類を提出

（例2）入学前、中学3年生の10月に家計急変事由が発生し、入学後の4月末までに申請した場合

⇒直近3か月分である1～3月分の収入証明書類を提出

（例3）入学後、通常の就学支援金（いわゆる基準額）の対象となっていた者であって、入学前、中学3年生の10月に家計急変事由が発生していたものの、何かしらの理由により家計急変支援の希望がなかったが、その後、9/2～10/1に申請した場合

⇒家計急変支援としては10月分から支給されることから、直近3か月分である7～9月分の収入証明書類を提出

（例4）入学前、中学3年生の1/2～2/1に家計急変事由が発生し、入学後の4月末までに申請した場合

⇒家計急変事由発生月の翌月（事由発生日が月の初日の場合は当該月）以降3か月分である2～4月分の収入証明書類を提出

イ 卒業間近に家計急変事由が発生するなどにより、3か月分の収入証明書類によらない場合

上記アの例外として、例えば、卒業間近に家計急変事由が発生した場合は、「家計急変事由発生月の翌月以降3か月分」は、卒業する日の属する月までの収入証明書類とする（卒業までは授業料が生じ得るため、収入証明書類を求める合理性があるが、高等学校等を卒業した者は就学支援金の受給資格を失う（法第3条）ことから考えると、卒業後の収入証明書類を求める必要はないと考えられるからである）。なお、高等専門学校の4年生進級間近である場合、転校、退学、休学の間近に家計急変事由が発生した場合も同様の取扱いとする。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

（例5）高校3年生の1/2～3/1に家計急変事由が発生した場合

⇒1/2～2/1に家計急変事由が発生した場合は、2～3月分（※4月はすでに卒業しているため除外）の収入証明書類を提出

2/2～3/1に家計急変事由が発生した場合は、3月分（※4、5月はすでに卒業しているため除外）の収入証明書類を提出

（例6）高等専門学校3年生の1/2～3/1に家計急変事由が発生した場合

⇒1/2～2/1に家計急変事由が発生した場合は、2～3月分（※4月はすでに4年生であり、就学支援金の対象ではないため除外）の収入証明書類を提出

2/2～3/1に家計急変事由が発生した場合は、3月分（※4、5月はすでに4年生であり、就学支援金の対象ではないため除外）の収入証明書類を提出

（例7）家計急変事由が発生し、3か月を待たずに転校、退学する場合

⇒1/2～2/1に家計急変事由が発生し、4月に転学、退学した場合は2～3月分（※転校、退学により4月は受給資格が消滅するため除外）の収入証明書類を提出

2/2～3/1に家計急変事由が発生し、4月に転学、退学した場合は3月分（※転校、退学により4、5月は受給資格が消滅するため除外）の収入証明書類を提出

（例8）家計急変事由が発生し、3か月を待たずに休学し、支給停止している場合

⇒1/2～2/1に家計急変事由が発生し、4月から休学した場合は2～3月分（※休学し、4月は支給が停止しているため除外）の収入証明書類を提出

2/2～3/1に家計急変事由が発生し、4月から休学した場合は3月分（※休学し、4、5月は支給が停止しているため除外）の収入証明書類を提出

②収入状況確認の場合

ア 6か月分の収入証明書類を提出できる場合

1月及び7月の収入状況確認にあたっては、直近6か月分の収入証明書類を提出する必要がある。1月の収入状況確認の場合は直前の7～12月分の収入証明書類を、7月の収入状況確認の場合は直前の1～6月分の収入証明書類を提出することとなる。

イ 6か月分の収入証明書類を提出できない場合

1月及び7月の直近6か月に、家計急変事由が生じた月が含まれる場合は、その月（事由発生が月の初日の場合はその前月）以前の期間を除いた収入証明書類を提出することとなる。以下に例を挙げる。なお、改めて収入証明書類を提出する必要がない場合であっても、収入状況届出自体は必要である。

※（例3）～（例5）については、公的年金等に係る雑所得がある場合、年収推計シート別紙2の基準日を更新する必要があるため、年収推計シート一式を提出する必要がある。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

〔入学前に家計急変事由が発生している場合〕

（例1）入学前の1/2～2/1に家計急変事由が発生し、2～4月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒7月の収入状況確認は2～6月分（5か月分）の収入証明書類で審査する。

（例2）入学前の2/2～3/1に家計急変事由が発生し、3～5月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒7月の収入状況確認は3～6月分（4か月分）の収入証明書類で審査する。

（例3）入学前の3/2～4/1に家計急変事由が発生し、4～6月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒7月の収入状況確認は同じ期間の書類を用いて審査するため、改めて収入証明書類を提出する必要はない。

〔入学後に家計急変事由が発生している場合〕

（例4）4/2～5/1に家計急変事由が発生し、5～7月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒7月の収入状況確認は同じ期間の書類を用いて審査するため、改めて収入証明書類を提出する必要はない。

（例5）5/2～6/1に家計急変事由が発生し、6～8月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒7月の収入状況確認は同じ期間の書類を用いて審査するため、改めて収入証明書類を提出する必要はない。

（例6）7/2～8/1に家計急変事由が発生し、8～10月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒1月の収入状況確認は8～12月分（5か月分）の収入証明書類で審査する。

（例7）8/2～9/1に家計急変事由が発生し、9～11月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒1月の収入状況確認は9～12月分（4か月分）の収入証明書類で審査する。

（例8）9/2～10/1に家計急変事由が発生し、10～12月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒1月の収入状況確認は同じ期間の書類を用いて審査するため、改めて収入証明書類を提出する必要はない。

（例9）10/2～11/1に家計急変事由が発生し、11～1月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒1月の収入状況確認は同じ期間の書類を用いて審査するため、改めて収入証明書類を提出する必要はない。

(例10) 11/2~12/1に家計急変事由が発生し、12~2月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合

⇒1月の収入状況確認は同じ期間の書類を用いて審査するため、改めて収入証明書類を提出する必要はない。

3 対象となる家計急変事由発生時期等

(1) 家計急変事由発生時期の対象範囲

家計急変の対象となる事由は、支給年度の前々年度の1月2日以後のものとする。

(※法令上、「就学支援金支給年度」の定義は、「就学支援金が支給される月の属する年度」(ただし、当該月が4月から6月までの月である場合は、その前年度を「就学支援金支給年度」。)

支給月の属する年度をN年度とした場合、

①支給月が7月~3月の場合

N年度の前々年度(N-2年度)1月2日以後に家計急変事由が発生した者が対象

②支給月が4月~6月の場合

N年度の前々々年度(N-3年度)1月2日以後に家計急変事由が発生した者が対象

※入学前に家計急変事由が発生した場合も対象となる。たとえば、4月入学の場合、入学年度の前々々年度の1月2日(中学1年の1月2日)以後に家計急変事由が発生した場合が対象となる。

[考え方]

○通常の就学支援金制度は、就学支援金支給年度の前年度1月1日に決定される市町村民税の課税標準等に基づく算定基準額によって審査される。この課税標準等は、就学支援金支給年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日までの所得に基づき算定するものである(例えば、支給月が7月の場合は、約1年半前を起算日とする年収に基づく審査となる)。

○家計急変支援制度は、通常の就学支援金制度の審査で使う課税標準額等で課税対象とした期間の途中で生じた家計の急変に着目して特例的に支援する制度である。そのため、家計急変事由は、支給年度の前々年度1月2日以後に発生したものとする。

○なお、課税証明書が発行されるのが6~7月頃であるため、通常の就学支援金の審査で使う課税証明書は、

- ・支給月が7月~3月の場合は、当該年度の課税証明書
- ・支給月が4月~6月の場合は、前年度の課税証明書

である。これに基づき、家計急変支援制度においても、支給月によって、事由発生の始期が異なる。

(次頁図表参照)

（2）家計急変事由の発生日

家計急変事由の発生日は、家計急変事由によって異なる。また、家計急変事由の発生日は、事由証明書類で確認できるものである必要がある。

（例）

➤離職、事業を廃止

- ・被雇用者が退職した日
- ・個人事業者が事業を廃止した日
- ・会社役員が辞任した日

➤休職等・休業

- ・被雇用者が休職等した日
- ・個人事業者、法人が税務署に休業する旨の異動届出書を提出し受理された日 など

➤被災による就労困難

- ・（自営業者が事業を実施している店舗が被災して休業した場合）罹災証明書に記載された被災した日 など

なお、家計急変事由証明書類ごとに、想定される家計急変事由の発生日を資料「家計急変事由の各証明書類について」で整理しているので、適宜参照すること。

（3）申請時期

就学支援金は、申請月によって支給月が決まるため、申請が遅延した場合、支給が遅れる場合があることから、支援を希望する場合は速やかに申請を行う（支給月と申請月については（4）を参照）。

申請の際には、家計急変事由を証明する書類を提出する必要があるが、書類が揃わない場合は、後日速やかに提出することで差し支えない。

また、家計急変事由発生後の収入を証明する書類についても、申請以降に書類が揃う場合は、後日速やかに提出することで差し支えない。

申請及び証明書類の提出は、原則オンライン申請システムで行う。これにより難しい場合は書面で行うことも可能とする。

申請にあたっては、申請者が家計急変支援制度を認識していることが前提となるため、文部科学省で作成した申請者周知用資料等を活用して家計急変支援制度の周知を行う。なお、家計急変支援制度は入学前に家計急変事由が発生した場合であっても入学時まで収入が減少している状況（算定基準額に相当する額が154,500円未満）が継続しており、かつ、家計急変事由や収入状況を証明できる場合は対象になることから、たとえば、入学前説明会等の場や生徒募集要項、学校ホームページ等で周知することが考えられるので、学校設置者に依頼するなど連携されたい。

また、申請者が実際に申請するときや、家計急変支援の対象に自らが該当するかを確認するときなどに参照するものとして、「家計急変支援申請の手引き」があるので、学校等において、申請者から申請の意向や相談があった際には、当該手引きを周知されたい。

（4）支給月と申請月

支給月は、申請月の翌月になる場合と、申請月になる場合がある（やむを得ない理由があ

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

る場合を除く。)

また、以下のA、Bで取扱いが異なる。

A 通常の就学支援金を受給している者でいわゆる基準額（支給限度額 118,800 円）を受給している者

B 通常の就学支援金を受給していない者

これはすでに受給している者で支給額変更となる者の取扱いと、不受給者で新規認定となる者の取扱いが異なるためであり、通常の就学支援金において、保護者等変更が生じた場合の取扱いと同じである。

[Aの場合]

- ・申請月の初日に申請した場合
申請月分から支給する。
- ・申請月の初日以外に申請した場合
申請月の翌月分から支給する。

[Bの場合]

- ・家計急変事由の発生日が申請月の初日以前（初日を含む。）だった場合
申請日がいつかに関係なく、申請月分から支給する。
- ・家計急変事由の発生日が申請月の初日より後の日だった場合
申請月の翌月分から支給する。

例示すると以下ようになる。

(例) 8月31日に家計急変事由が発生した場合

| A・B | 申請日 | 支給月 | 支給月の考え方 | 備考 |
|----------------------------------------------|-------|-----|----------|---------------------|
| A通常の就学支援金を受給している者で、いわゆる基準額（118,800円）を受給している者 | 8月31日 | 9月 | 申請月の翌月から | 申請日が月の初日以外のため |
| | 9月1日 | | 申請月から | 申請日が月の初日のため |
| | 9月2日 | 10月 | 申請月の翌月から | 申請日が月の初日以外のため |
| | 10月1日 | | 申請月から | 申請日が月の初日のため |
| | 10月2日 | 11月 | 申請月の翌月から | 申請日が月の初日以外のため |
| B就学支援金を受給していない者 | 8月31日 | 9月 | 申請月の翌月から | 申請月の初日に要件を満たしていないため |
| | 9月1日 | | 申請月から | 申請月の初日に要件を満たしているため |
| | 9月2日 | | 申請月から | 申請月の初日に要件を満たしているため |
| | 10月1日 | 10月 | 申請月から | 申請月の初日に要件を満たしているため |
| | 10月2日 | | 申請月から | 申請月の初日に要件を満たしているため |

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

（参考）通常の就学支援金において、8月31日に保護者変更（例：離婚）が生じて、支給要件を満たすまで所得が下がった場合

| A・B | 申請日 | 支給月 | 支給月の考え方 | 説明 |
|---------------------------------------------|-------|-----|----------|---------------------|
| A通常の就学支援金を受給している者で、いわゆる基準額（118,800円）受給している者 | 8月31日 | 9月 | 申請月の翌月から | 申請日が月の初日以外のため |
| | 9月1日 | | 申請月から | 申請日が月の初日のため |
| | 9月2日 | 10月 | 申請月の翌月から | 申請日が月の初日以外のため |
| | 10月1日 | | 申請月から | 申請日が月の初日のため |
| | 10月2日 | 11月 | 申請月の翌月から | 申請日が月の初日以外のため |
| B就学支援金を受給していない者 | 8月31日 | 9月 | 申請月の翌月から | 申請月の初日に要件を満たしていないため |
| | 9月1日 | | 申請月から | 申請月の初日に要件を満たしているため |
| | 9月2日 | | 申請月から | 申請月の初日に要件を満たしているため |
| | 10月1日 | 10月 | 申請月から | 申請月の初日に要件を満たしているため |
| | 10月2日 | | 申請月から | 申請月の初日に要件を満たしているため |

ただし、家計急変支援制度に限っては、制度の周知・定着に一定程度の期間を要することが想定されることから、当面の間（制度開始（令和5年4月）から1年程度）、申請者が家計急変支援制度自体を認識していなかった場合には、当該事情をやむを得ない理由があるものとして取り扱って差し支えない。

この場合、制度を認識したとき（やむを得ない理由がやんだ）後15日以内にその申請をしたときは、制度を認識していれば申請できた時点（基本的には家計急変事由の発生日以降）を申請日とみなすものとする。

〔Aの場合〕

（例）8月31日に家計急変事由が発生し、9月30日に申請（収入状況届出）

⇒申請が1か月遅れたことについて、「やむを得ない理由」あり

⇒9月分から支給※（支給額変更による差額）

※やむを得ない理由があるとして、8月31日に申請できたと仮定した場合、仮定の申請月は8月となり、翌月（9月）分から支給する。

〔Bの場合〕

（例）8月31日に家計急変事由が発生し、9月30日に申請（認定申請）

⇒申請が1か月遅れたことについて、「やむを得ない理由」あり

⇒9月分から支給※

※やむを得ない理由があるとして、8月31日に申請できたと仮定した場合、仮定の申請月である8月の初日より後の日に家計急変事由が発生しているため、9月分から支給する。

4 初回審査、収入回復届出、収入状況確認

（1）基本的な考え方

家計急変支援制度は、保護者等の負傷・疾病による療養や解雇等により、従前得ていた収入を得ることができず、推計年収が約590万円未満相当であると見込まれる場合に、申請者が家計急変としての申請を行うことにより、課税証明書によらず、特例的に支援するものである。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

そのため、現に収入がない状況については、保護者等が各書類で証明する必要がある。

家計急変支援制度に基づく就学支援金を受給後、保護者等が再就職等し、収入を得られる状態（推計年収約 590 万円以上相当）になった場合は、必ず届け出ることとしている。また、保護者等の推計年収が約 590 万円以上相当に回復した場合は、受給資格を満たさないため、家計急変支援は終了する。この考え方にに基づき、家計急変支援制度では、申請者が行う申請、届出として、家計急変事由が発生した場合に申請して審査を受ける初回審査と、その後、再就職するなどして推計年収が約 590 万円以上相当に回復すると見込まれることとなった場合に届け出る収入回復届出、1月及び7月に収入状況を確認する収入状況確認がある。

（2）初回審査

初回審査では、家計急変事由が発生した場合に申請して、審査を受ける。すでに通常の就学支援金のいわゆる基準額（支給限度額 118,800 円）を受給している者は、収入状況届出を行い、通常の就学支援金の認定を受けていない者は受給資格認定申請を行うことになるが、いずれの場合も判定基準は同じであり、家計急変事由と収入状況により審査する。

（3）収入回復届出

初回審査を経て家計急変支援の対象となった場合で、その後、保護者等が再就職等し、推計年収約 590 万円以上相当の収入を得られる状態になった場合は、申請者は収入回復届出書（様式 53）を提出しなくてはならない。

具体的には、保護者等が自ら、就学支援金が支給される月の前月の直近6か月の期間（当該期間に家計急変事由が生じた月が含まれる場合は、その月（事由発生が月の初日の場合はその前月）以前の期間を除く）の収入状況により、推計年収を毎月確認し、その結果、推計年収約 590 万円以上相当となった場合は収入回復届出書を提出する必要がある。この保護者等自らの確認については、資料「収入要件自己確認資料」に入力等することで行うことができるようにしている。

収入回復届出は、申請者・保護者等自らが収入状況を確認のうえ、家計急変支援事由に該当しなくなることを自ら申し出るものであり、基本的に届出が受理されることによって家計急変支援を終了することとなる。なお、この際の収入証明書類の添付は不要である。

（4）収入状況確認

家計急変支援制度では、初回審査後の1月及び7月に申請者から収入状況届出を提出させて収入状況の確認を行う。（1）（3）のとおり、家計急変支援制度は、通常の就学支援金と異なり特例的に支援する制度であり、申請者・保護者等が自ら収入状況を確認して届け出るという前提のもと支援するものとしているが、年2回、定例的な収入状況の確認をすることとしており（規則第11条第2項）、通常の就学支援金とは異なり、7月に加え、1月にも収入状況の確認を行うこととしている。

また、初回審査と異なり、収入状況のみ確認して家計急変支援の継続有無を判断する。また、1月及び7月の判定の基準は同じであるが、7月の場合については、税情報等が更新されることから、通常の就学支援金の支給額も変更となる場合がある。

この収入状況確認においては、1月（または7月）の直近前6か月分（当該期間に家計急変

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

事由が生じた月が含まれる場合は、その月（事由発生が月の初日の場合はその前月）以前の期間を除く）の収入証明書類を確認することとなるが、仮に推計年収が590万円以上相当になっていれば、少なくとも1月（または7月）から家計急変支援としての支援は終了となる。この場合、1月（または7月）以前のそれぞれの月の初日時点で、保護者等が再就職等し、推計年収約590万円以上相当の収入を得られる状態になっていたかどうかを確認（※）し、仮に1月（または7月）以前にすでに収入回復していた場合は、当該月の末で受給資格が消滅することから、その月で家計急変支援の支援は終了していたものとして扱うこととなる。

※それぞれの月の直前6か月分（当該期間に家計急変事由が生じた月が含まれる場合はその月（事由発生が月の初日の場合はその前月）以前の期間を除く）の収入状況をもとにした推計年収を確認する。

（5）収入状況に関する審査の方法

収入状況の審査は、まず、前年の税情報等を用いて通常の就学支援金の判定を行う。

①通常の就学支援金の算定基準額が304,200円以上の場合

通常の就学支援金の判定では所得制限で支給対象外となるが、算定基準額に相当する額（推計年収から算出）が154,500円未満の場合は、家計急変支援の対象となる。また、算定基準額に相当する額が154,500円以上の場合は、家計急変支援、通常の就学支援金ともに対象とならない。

②通常の就学支援金の算定基準額が154,500円以上304,200円未満の場合

法第5条第1項で定める額を超える受給権者である場合（加算対象となる私立高校など）、算定基準額に相当する額が154,500円未満の場合は、家計急変支援の対象とし、加算額を含めた支給限度額33,000円（月額）までの範囲で支給する。

算定基準額に相当する額が154,500円以上の場合は、家計急変支援としての対象とならず、通常の就学支援金として支給限度額9,900円（月額）までの範囲で支給する。

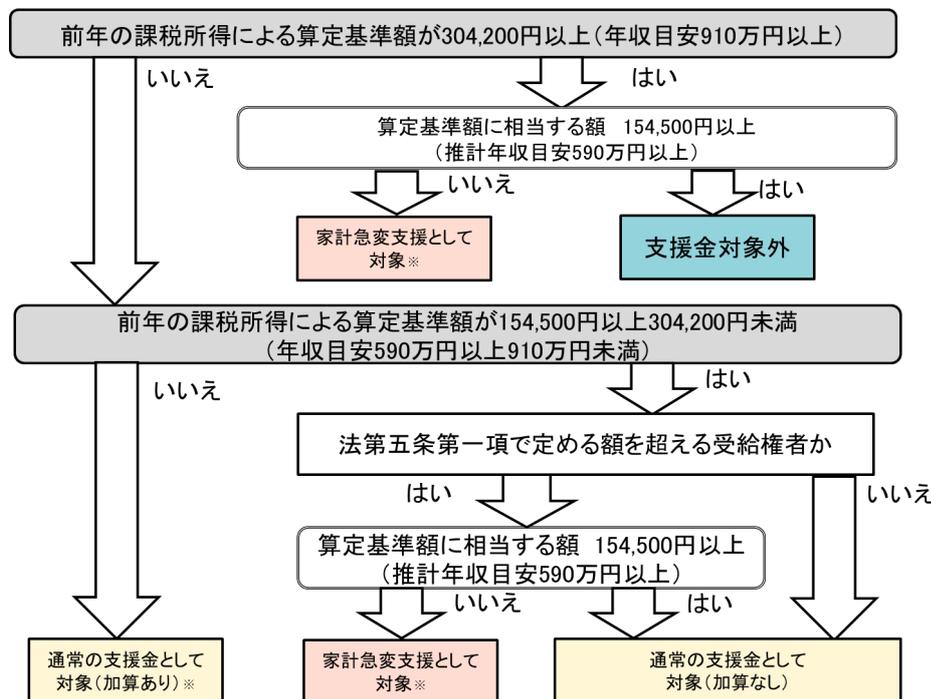
また、法第5条第1項で定める額を超える受給権者でない場合（加算がない公立高校など）も、家計急変支援の対象にはならず、通常の就学支援金として支給限度額9,900円までの範囲で支給する。

③通常の就学支援金の算定基準額が154,500円未満の場合

家計急変支援の対象にはならないが、通常の就学支援金として加算額を含めた支給限度額33,000円までの範囲で支給する。

なお、収入状況確認は、家計急変事由の発生後、収入が減少している状況が継続している場合で、かつ、通常の就学支援金に移行していない場合は、1月及び7月に繰り返し行う。但し、第三章3（1）で示している対象となる家計急変事由の発生日が対象となる時期を超える場合は対象とならない。

家計急変支援 収入状況の審査 フロー図



※加算額を含む支給限度額が上限。法第五条第一項で定める額を超える受給権者の場合は、加算額がない支給限度額が上限。

※収入状況確認時における収入証明書類については、第三章2（6）において、具体例を示して解説しているので、そちらも参照すること。

5 家計急変事由発生時期と申請等の例

ここでは、家計急変事由の発生時期、申請、審査等について時系列に並べた例をいくつか挙げる（各例の図は後掲）。

なお、ここで挙げている例には、説明の便宜上、収入回復届出により家計急変支援が途中で終了となる場合や、1月（または7月）の収入状況確認において、推計年収が590万円以上相当となっており、1月（または7月）より前の月から支援を終了するものとする場合は含まれていない。

各例においては、年・年度の表記については、たとえば、入学時の4月を「N年4月」「N年度4月」と記載し、その翌年3月を「N+1年3月」「N年度3月」というように記載している。また、ここでは便宜的に年収・推計年収の目安で例を示しているが、実際には算定基準額、算定基準額に相当する額が基準となる。

(1) 入学後（在学中）に家計急変事由が発生した場合

①N年度5月に家計急変事由が発生

〔通常の就学支援金を受給していない者が、家計急変支援を受ける場合〕

②N+1年度1月に家計急変事由が発生

〔通常の就学支援金を受給している者が、家計急変支援を受ける場合〕

③N+2年度1月に家計急変事由が発生

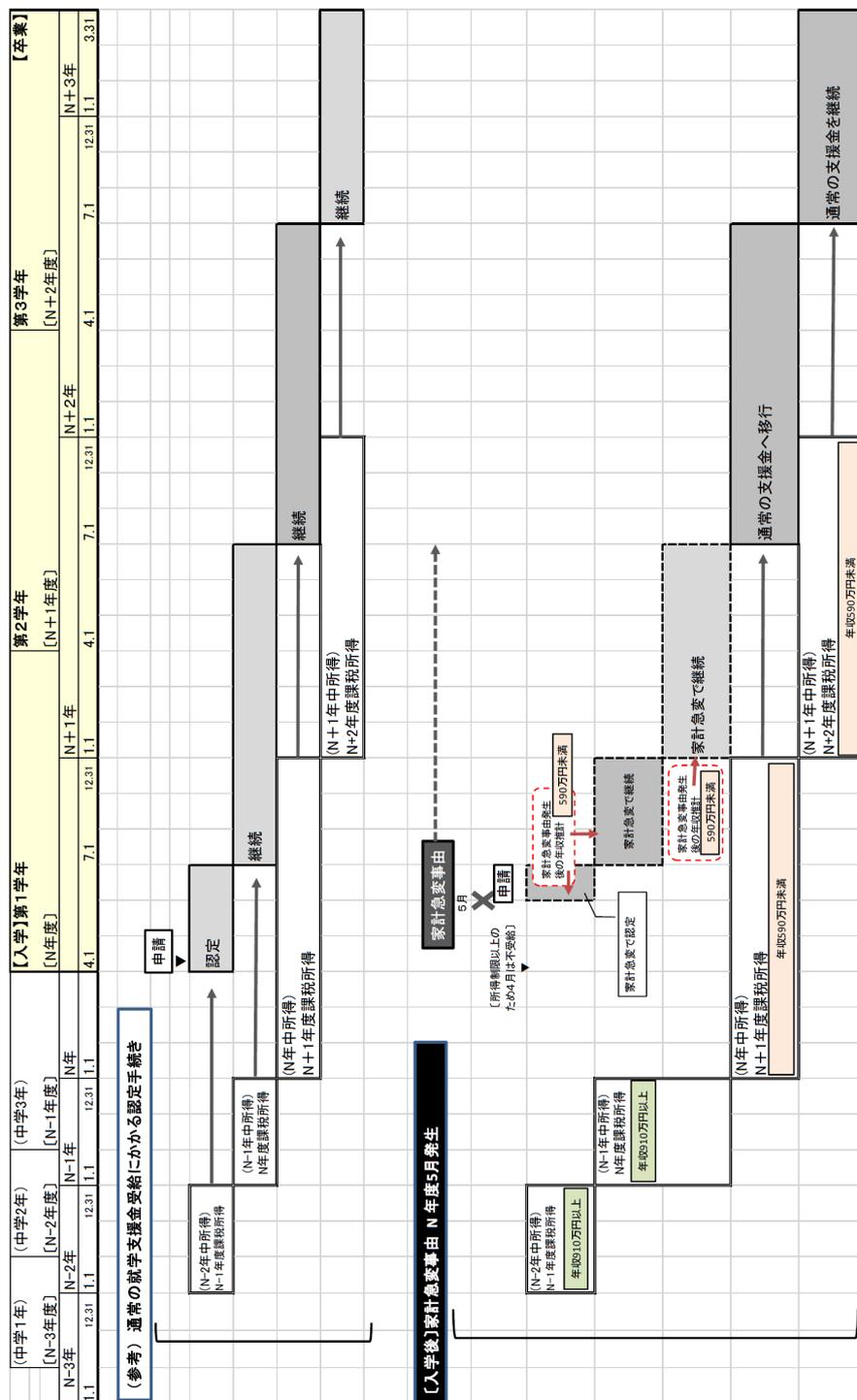
〔通常の就学支援金を受給していない者が、卒業間近に家計急変支援を受ける場合〕

①N年度5月に家計急変事由が発生

[通常の就学支援金を受給していない者が、家計急変支援を受ける場合]

- ・ N年度4月入学時では、N-2年中の年収が910万円以上程度で通常の就学支援金の対象にならないため、不受給。
- ・ N年度5月に家計急変事由が発生して申請し、家計急変支援として認定。※
- ・ その後、N-1年中の年収も910万円以上程度であったため、N年度7月の収入状況確認により家計急変支援を継続。※
- ・ 続くN年度の1月の収入状況確認でも家計急変支援を継続。
- ・ N年中の年収は590万円未満程度であったため、N+1年度7月からは通常の就学支援金として支給。

※第三章2（6）②イ（例5）に掲載している具体例も参照すること。

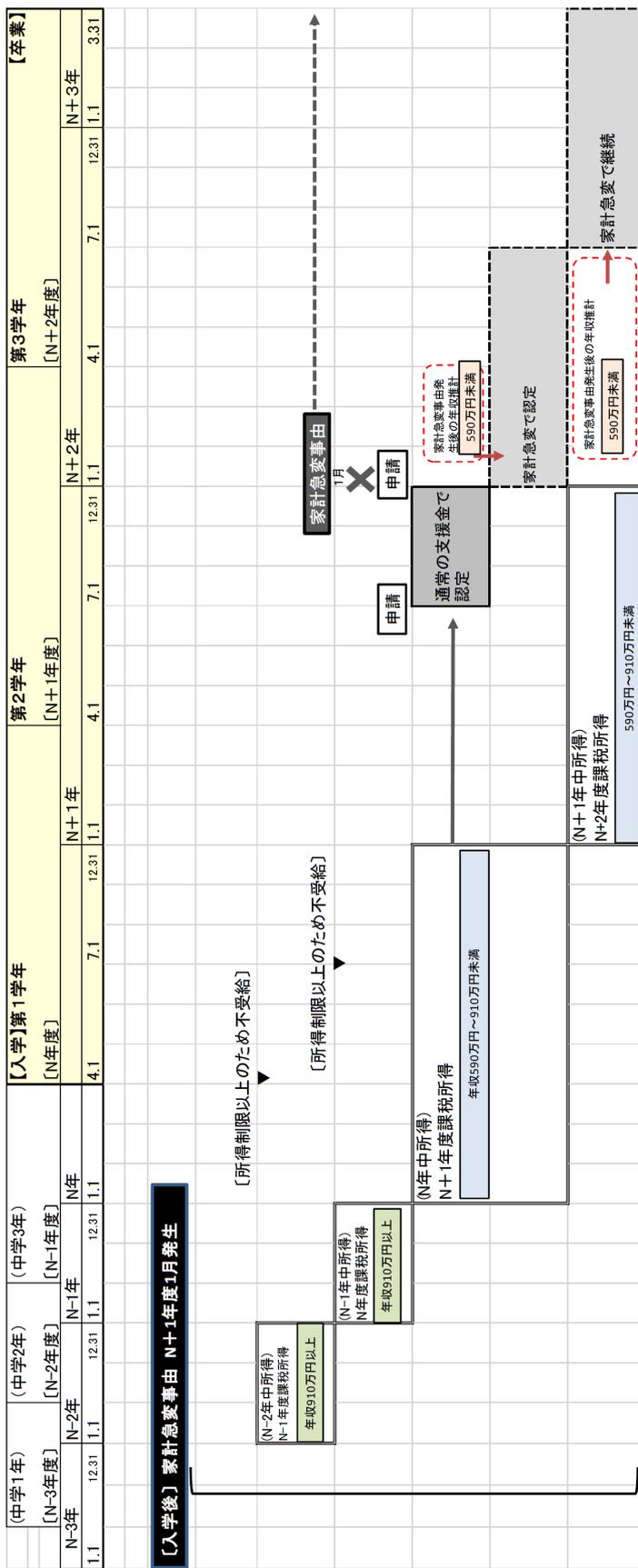


② N+1年度1月に家計急変事由が発生

〔通常の就学支援金を受給している者が、家計急変支援を受ける場合〕

※この例では、加算対象の学校の場合を想定

- ・ N年度4月入学時では、N-2年中の年収が910万円以上程度で通常の就学支援金の対象にならないため、不受給。
- ・ 続くN年度7月でもN-1年中の年収が910万円以上程度で通常の就学支援金の対象にならないため、不受給。
- ・ N+1年度7月では、N年中の年収が590～910万円未満程度となり、通常の就学支援金として認定。
- ・ その後、N+1年度1月に家計急変事由が発生して申請し、家計急変支援の対象となり支給額を変更。
- ・ N+2年度7月の収入状況確認で家計急変支援を継続。



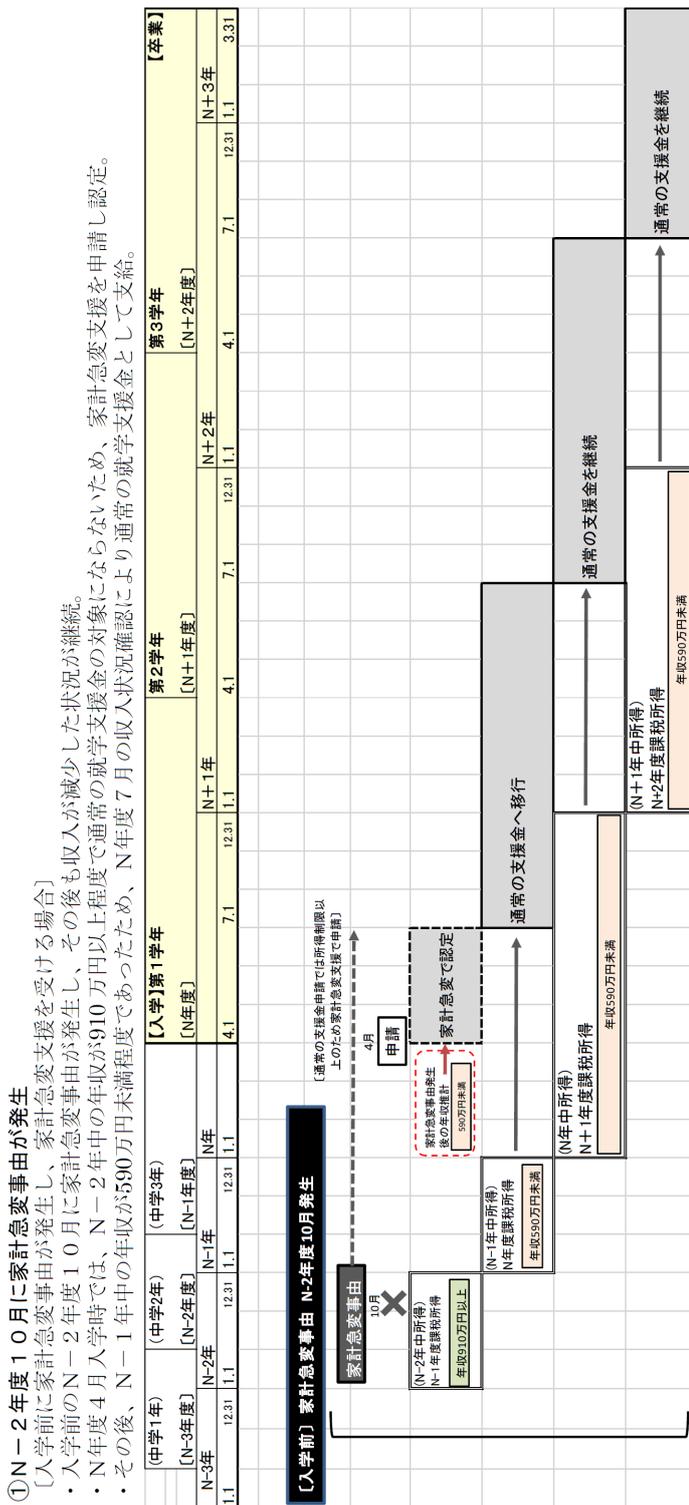
(2) 入学前に家計急変事由が発生した場合

① N-2年度10月に家計急変事由が発生

〔入学前に家計急変事由が発生し、家計急変支援を受ける場合〕

② N-1年度1月に家計急変事由が発生

〔入学前近辺で家計急変事由が発生し、家計急変支援を受ける場合〕



第四章 家計急変支援の申請、認定、支給等の事務

本章では、家計急変支援制度における申請等手続き（初回申請・届出）、家計急変事由の審査・推計年収の審査、収入回復届出、収入状況確認、認定・支給及び不服申立・審査請求等について、実際の就学支援金事務の流れに沿って整理している。このため、前章までの内容と一部重複している箇所がある。

なお、制度内容については第三章で説明しているもので、適宜そちらも参照されたい。

1 申請手続き

（1）家計急変支援申請

学校設置者は、生徒に、基本的にはオンライン申請システムにより申請を行うよう周知し、申請フォームに必要事項を入力させるとともに必要書類を画像等の電子ファイルとして添付もしくは書面で提出させる。

学校設置者は、生徒から提出された申請を、都道府県との役割分担に応じて、家計急変事由・収入状況等の支給要件を確認した上で都道府県に提出する。

なお、オンライン申請が困難な生徒については、学校設置者から家計急変支援の申請書（様式第1号の2）を生徒に配布し、必要事項を記入した上で、必要書類を添付して提出させる。学校設置者は提出された申請書に基づき、e-Shien に必要事項を入力し、必要書類を画像等の電子ファイルとして添付もしくは書面で都道府県に提出する。なお、必要書類については、第四章1（3）を適宜参照すること。

都道府県は、学校設置者がとりまとめた申請をもとに、生徒が通常の就学支援金を受給していない場合は受給資格を審査し、認定または不認定を決定する。生徒が通常の就学支援金を受給している場合は、家計急変支援による支給額変更を審査し、支給額変更の有無を決定する。

保護者等の全員または一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、税情報等が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）は、家計急変支援の対象とはならない。ただし、通常の就学支援金においてはいわゆる基準額の支給が可能であるため、通常の就学支援金で申請するよう申請者へ案内すること。

（2）省令様式（様式第1号の2（その1、2））について

オンライン申請が困難な生徒については、家計急変支援の申請書（様式第1号の2）に必要事項を記入し、学校設置者へ提出する。様式第1号の2は、その1、2に分かれており、提出する保護者等の収入を確認する書類により様式が異なる。

〔個人番号カードの写し等を提出する場合〕

様式第1号の2その1を使用する。

〔課税証明書等を提出する場合〕

様式第1号の2その2を使用する。

学校設置者は、申請書を用いて家計急変支援の申請をする生徒がいた場合には、特に以下のことについて当該生徒に周知すること。

①様式第1号の2の【3. 家計急変事由について】について

申請者は、家計急変事由の具体的な内容について、家計急変対象事由に基づき、記入する必要がある。自身がどの家計急変事由に該当するかは、「家計急変事由対象一覧」や「家計急変支援申請の手引き」により確認すること。

②様式第1号の2の【4. 家計急変後の収入状況について】について

申請者は、本様式提出時に収入証明書類が揃っている場合は、家計急変事由発生後の収入状況を自身で計算した上で、記入する必要がある。家計急変事由発生後の収入状況については、「年収推計シート」を用いて算出した金額を記入すること。

収入証明書類が揃っていない場合は、当該項目は空欄としても差し支えない。収入証明書類が揃った時点で、申請者へ本様式を返却し、記入させることも不要とする。

（3）家計急変支援申請に係る書類の提出

生徒が家計急変支援の申請を行う場合は、基本的に(i) 受給資格認定申請書または収入状況届出書、(ii) 事由証明書類、(iii) 保護者等の個人番号または課税証明書等、(iv) 家計急変事由発生後の収入証明書類が必要となる。

また、初回審査における事由審査（1次審査）、収入審査（2次審査）、収入回復届出、7月、1月の収入状況確認それぞれにおいて必要な書類が異なる。

①初回審査時の必要書類

ア 事由審査（1次審査）

申請者は、(i) 受給資格認定申請書または収入状況届出書、(ii) 事由証明書類、(iii) 保護者等の個人番号または課税証明書等を学校設置者へ提出する。

※(iii) 保護者等の個人番号または課税証明書等については、原則、事由審査（1次審査）の段階で提出する必要がある。

※家計急変支援申請者がすでに通常の就学支援金を受給しており、保護者等の収入状況を個人番号または課税証明書等で提出している場合は、(iii) の書類の再提出は不要とする。

※通常の就学支援金を受給しており、収入状況として保護者等の自己情報を提出している場合は、家計急変支援の申請にあたって個人番号又は課税証明書等を新たに提出する必要があることに留意すること（現在のオンライン申請システムでは、自己情報として家計急変支援判定に必要な項目が一部取得できないため）。

イ 収入審査（2次審査）

申請者は、(iv) 家計急変事由発生後の収入証明書類を学校設置者へ提出する。

なお、初回審査における(iv) 家計急変事由発生後の収入証明書類では、基本的に家計急変事由発生月の翌月以降3か月分（家計急変事由が発生した日が月の初日の場合は、当該月以降3か月分）の収入証明書類が必要となる。詳細については、第三章2（6）①を参照すること。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

※事由審査（1次審査）で要件を満たすと判定された場合のみ収入審査（2次審査）へ進む。

②収入回復届出時の必要書類

申請者は、収入回復届出書（様式53）に必要事項を記入し、（i）収入状況届出書と併せて学校設置者へ提出する。その際、（iv）家計急変事由発生後の収入証明書類の添付は不要である。なお、収入回復届出書はオンライン申請システムを介さず、書面で提出することとする。

③収入状況確認時の必要書類（7月、1月）

申請者は、（i）収入状況届出書、（iv）家計急変事由発生後の収入証明書類を学校設置者へ提出する。

収入状況確認における（iv）家計急変事由発生後の収入証明書類では、1月または6月の直近前6か月分（家計急変事由が生じた月が含まれる場合は、その月（事由発生が月の初日の場合はその前月）以前の期間を除く）の収入証明書類が必要となる。ただし、初回審査で提出している収入証明書類の期間と収入状況確認で提出が必要となる期間が同じ場合、収入状況確認での収入証明書類の提出を省略しても差し支えない。詳細については、第三章2（6）②を参照すること。

※初回審査の際に（iii）の書類として課税証明書を提出した場合は、7月の収入状況確認時には直近の課税証明書を提出する必要がある。個人番号を提出した場合は、個人番号に変更が無い限り、提出不要。

（iii）の書類としては、保護者等の個人番号又は課税証明書等を提出する必要があり、オンライン申請の場合は、個人番号を申請フォームに入力する。

オンライン申請が困難な生徒については、申請書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付して学校設置者へ提出することも可能とする。

個人番号が提出された場合、都道府県はその個人番号を用いて情報照会を行い、税情報等を取得する。

（4）申請にあたって留意すること

学校設置者は、生徒が家計急変支援の申請を行う場合は、「家計急変支援申請の手引き」を参照するよう周知すること。特に、家計急変支援の対象事由は、申請時に入力するため、該当する事由を同手引きで必ず確認するよう促すこと。

また、生徒がオンライン申請システムにより申請を行う場合は、「申請者向け利用マニュアル（家計急変編）」を適宜参照するよう周知すること。

なお、同手引き、同マニュアルは文部科学省のホームページ上に掲載しているので適宜活用すること。

2 初回審査

（1）事由審査（1次審査）

学校設置者は、生徒から提出された申請及び事由証明書類に基づき事由審査（1次審査）を行い、家計急変対象事由に該当しているかを確認する。提出された事由証明書類のみでは必要な情報が確認できない場合は、生徒に再提出や追加提出を依頼すること。確認が終了したら申請及び事由証明書類をとりまとめて都道府県へ提出する。

都道府県は、学校設置者から提出された申請及び事由証明書類を確認し、家計急変事由の認定、不認定を決定する。家計急変事由が認定となった場合は、収入審査（2次審査）に移行する。

※7月、1月の収入状況確認の際には、収入審査のみのため事由審査は実施しない。

なお、学校設置者、都道府県における事由審査にあたっては第三章1（2）や資料「家計急変事由対象一覧」等を適宜参照すること。

（2）収入審査（2次審査）

学校設置者は、生徒から提出された申請及び収入証明書類に基づき収入審査（2次審査）を行い、収入要件を満たしているかを確認する。提出された収入証明書類のみでは必要な情報が確認できない場合は、生徒へ再提出や追加提出を依頼すること。確認が終了したら収入証明書類をとりまとめて都道府県へ提出する。

都道府県は、学校設置者から提出された収入証明書類を確認し、家計急変支援の対象となるかを判定する。

なお、収入審査にあたっては第三章2（2）を適宜参照すること。

（3）認定、通知

①通常の就学支援金を受給していない場合

都道府県は、上記（1）、（2）で受給資格を審査した後、認定または不認定を判断し、受給権者である生徒に直接通知（認定通知は様式3、不認定通知は様式4）するか、学校設置者を通じて通知（様式5）する。認定の場合は、併せて、支給決定（予定）額を生徒に直接通知（様式46）するか、学校設置者を通じて通知（様式47）する。

学校設置者は、都道府県から生徒への受給資格認定の通知（様式3）または不認定の通知（様式4）、支給決定（予定）通知（様式46）を受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から受給資格認定結果一覧（様式5）及び支給決定（予定）者一覧（様式47）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する認定の通知（様式6）または不認定の通知（様式7）、支給決定（予定）通知書（様式48）を作成し、生徒に配付する。

②通常の就学支援金を受給している場合

都道府県は、上記（1）、（2）の審査の後、家計急変支援の対象となった場合は、すでに通常の就学支援金の受給資格は認定されているため、認定通知は不要で、変更支給決定（予定）額を生徒に直接通知（様式49）するか、学校設置者を通じて通知（様式50）する。学校設置者は、都道府県から生徒への変更支給決定（予定）通知書（様式49）を都道

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

府県から受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から変更支給決定（予定）者一覧（様式50）に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する変更支給決定（予定）通知書（様式51）を作成し、生徒に配付する。

なお、①、②の場合とも、家計急変支援の対象となった申請者に対して、収入回復届出書（様式53）、「収入要件自己確認資料」（資料参照）を周知する。その際、再就職するなどして推計年収が約590万円以上相当に回復することが見込まれることとなった場合は、収入回復届出書を提出しなければならないこと、その場合、その時点から家計急変支援による支援が終了となること、1月、7月の収入状況確認で収入が回復していることが判明した場合も、収入が回復した時点にさかのぼって家計急変支援としての支援が終了となることについても周知する。

※上記①②の通知発出書類を次の表にまとめているので、適宜参照すること。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

【発出通知整理表】

| 家計急変支援申請者の通常の就学支援金受給状況 | 事由審査（1次審査）結果 | 事由審査（1次審査）後の手続き | 収入審査（2次審査）結果 | 発出する通知 |
|------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------|
| 受給している | 認定 | 収入審査（2次審査）に移行する | 認定 | 変更支給決定通知（様式49、50） ※通常の就学支援金においてすでに受給資格は認定されているため認定通知（様式3）は発出しない |
| | | | 不認定 | 通知発出なし ※家計急変支援の対象ならなかったとしても通常の就学支援金を受給中であり、受給資格不認定とはならないため |
| 受給していない | 不認定 | 通知発出なし ※家計急変支援の対象ならなかったとしても通常の就学支援金を受給中であり、受給資格不認定とはならないため | / | / |
| | | | 認定 | 認定通知（様式3） 及び 支給決定通知（様式46、47） |
| | 不認定 | 不認定通知（様式4）を発出する | / | / |

なお、すでに通常の就学支援金を受給している者が家計急変支援の対象とならなかった場合、受給資格には影響がないため不認定とならず、また、就学支援金の額も変わらないが、何らかの形で生徒に審査結果を示すことが適切である。具体的には、通知のひな形（様式52）を参照し、適宜活用されたい。

なお、生徒自身がオンライン申請システムにおいて、審査結果を確認することも可能である。

3 収入回復届出

学校設置者は、初回審査にて家計急変支援の対象となった時に、収入回復届出書（様式53）及び「収入要件自己確認資料」（資料参照）を周知する。また、申請者から収入回復届出書を提出する旨の連絡があった時にも、適宜申請者に収入回復届出書を配布する。

学校設置者は、書面で提出された届出書に基づき、e-Shienに必要事項を入力し、都道府県に提出する。その際、e-Shien上の備考欄に、当該申請者から収入回復届出書が提出されたことによる届出であることを記録すること。また、適用開始年月には収入回復届出書に記載された「収入回復月」（家計急変が終了となり、当該月分から支給されなくなる）を設定すること。

都道府県は、学校設置者から提出された届出を確認し、通常の就学支援金の支給、もしくは受給資格の消滅を決定する。具体的には、以下の場合に分けて通知を発出する。

①通常の就学支援金の対象とならない場合

受給資格消滅通知（様式10、13）を発出する。

②通常の就学支援金の対象となる場合

変更支給決定通知（様式49、51）を発出する。

なお、収入回復届出については、第三章4（3）も適宜参照すること。

4 収入状況確認

（1）収入状況届出提出方法

学校設置者は、初回審査を経て家計急変支援の対象となり就学支援金を受給している者に、都道府県が定める日（年2回）までに、保護者等の収入状況の届出を行うよう周知する。

届出は、オンライン申請システムにより行うことを基本とし、受給権者に、オンライン申請のフォームに必要事項を入力させるとともに必要書類（必要書類については第四章1（4）を適宜参照すること。）を画像等の電子ファイルとして添付もしくは書面で提出させる。

なお、オンライン申請が困難な生徒については、学校設置者から家計急変支援の届出書（様式第1号の2）を生徒に配布し、必要事項を記入した上で、必要書類を添付して提出させる。

（2）収入審査

学校設置者は、生徒から提出された届出及び収入証明書類に基づき、支給要件を満たしているかを確認する。提出された収入証明書類のみでは必要な情報が確認できない場合は、生徒へ再提出や追加提出を依頼すること。確認が終了したら届出及び収入証明書類をとりまとめて都道府県へ提出する。

都道府県は、学校設置者から提出された届出及び収入証明書類を確認し、家計急変支援による継続支給、通常の就学支援金の支給、もしくは受給資格の消滅を決定する。

また、第三章4（4）に記載のとおり、収入状況確認において家計急変の対象とならなかつ

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

た場合、1月（または7月）以前の月の収入状況を確認する必要がある。具体的には、申請者に、7、8、9、10、11、12月（7月の審査の場合は、1、2、3、4、5、6月）の「年収推計シート」及びそれを証明する収入証明書類、収入要件自己確認資料を学校設置者へ提出させる。学校設置者は提出された書類を確認し、1月（または7月）以前のいずれかの月に収入を得られる状態（推計年収約590万円以上相当）となっていた場合は、当該月（複数の月が存在する場合は最も古い月）で家計急変支援を終了する必要がある。

学校設置者は、提出された書類に基づき、e-Shienの申請情報を修正し、都道府県に提出する。その際、e-Shien上の備考欄に、収入状況確認において家計急変の対象とならなかったことを記録すること。また、適用開始年月には収入が回復した月を設定すること（当該月から就学支援金が支給されない）。

都道府県は、学校設置者から提出された届出を確認し、通常の就学支援金の支給、もしくは受給資格の消滅を決定する。具体的には、(3)の発出通知整理表にはよらず、以下の場合に分けて通知を発出する。

- ①通常の就学支援金の対象とならない場合
受給資格消滅通知（様式10、13）を発出する。
- ②通常の就学支援金の対象となる場合
変更支給決定通知（様式49、51）を発出する。

(3) 通知の発出

都道府県は、収入状況確認の結果を生徒に通知する。

発出する通知については、通常の就学支援金の受給状況等により異なるため、次の表を参照すること。なお、収入回復届出に係る通知は「第4章3収入回復届出」、収入状況確認時に届出以前の月の収入状況を確認した結果家計急変支援を終了することに係る通知は「第4章4収入状況確認」を参照すること。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

【発出通知整理表】

| 収入状況確認時期 | 通常の支援金受給状況 | 収入状況確認における通常の支援金審査結果 | 家計急変支援収入状況確認結果 | 発出する通知 | 通知の期間 | |
|---------------------|------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 7月 | 受給している (加算なし) | 認定 (加算あり) | 収入状況確認実施不要 ※通常の支援金が加算ありで認定のため | 支給決定通知 (様式46、47) | 7～6月（通常分：加算あり） | |
| | | 認定 (加算なし) | 認定 | | 7～6月（通常分：加算なし） | |
| | | | 不認定 | | 7～12月（家計急変支援分） | |
| | | 所得制限 | 認定 | | 7～6月（通常分：加算なし） | |
| | | | 不認定 | | 7～12月（家計急変支援分） | |
| | | 受給していない | 認定 (加算あり) | | 収入状況確認実施不要 ※通常の支援金が加算ありで認定のため | 支給決定通知 (様式46、47) |
| | 認定 (加算なし) | | 認定 | 7～6月（通常分：加算なし） | | |
| | | | 不認定 | 7～12月（家計急変支援分） | | |
| | 所得制限 | | 認定 | 7～6月（通常分：加算なし） | | |
| | | | 不認定 | 7～12月（家計急変支援分） | | |
| | 1月 | | 受給している (加算なし) | 認定 (加算あり) ※保護者変更がある場合 | 収入状況確認実施不要 ※通常の支援金が加算ありで認定のため | |
| | | 認定 (加算なし) ※保護者変更がない場合 ※前年度課税額に更新が無いため結果に変更なし | | 認定 | 支給決定通知 (様式46、47) | 7～6月（通常分：加算なし） |
| 不認定 | | | | 通知なし ※7月の収入状況確認で、7～6月（通常分：加算なし）の通知を発出しているため | 7～6月（家計急変支援分） | |
| 所得制限 ※保護者変更がある場合 | | 認定 | | 変更支給決定通知 (様式49、50) | 7～6月（家計急変支援分） | |
| | | 不認定 | | 受給資格消滅通知 (様式10、16) | | |
| 受給していない | | 認定 (加算あり) ※保護者変更がある場合 | | 収入状況確認実施不要 ※通常の支援金が加算ありで認定のため | 変更支給決定通知 (様式49、50) | 7～6月（通常分：加算あり） |
| | | 認定 (加算なし) ※保護者変更がある場合 | 認定 | 7～6月（通常分：加算なし） | | |
| | | | 不認定 | 7～6月（家計急変支援分） | | |
| | | 所得制限 ※保護者変更がない場合 ※前年度課税額に更新が無いため結果に変更なし | 認定 | 7～6月（通常分：加算なし） | | |
| | | | 不認定 | 7～6月（通常分：加算なし） | | |
| | | 不認定 | 支給決定通知 (様式46、47) | 7～6月（家計急変支援分） | | |
| 不認定 | | 受給資格消滅通知 (様式10、16) | | | | |

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

※収入状況届出が正当な理由なく、都道府県の定める日までに提出されなかった場合や、収入状況届出は提出されたが、収入証明書類の提出が著しく遅延している場合において、都道府県は支払の一時差止めを行うことが可能である。この場合は支払一時差止め通知（様式17、18）を発出する。

※すでに通常の就学支援金を受給している者が、収入状況確認時に家計急変支援の対象とならなかった場合、すでに通知している就学支援金の額は変わらないが、何らかの形で生徒に審査結果を示すことが適切である。具体的には、通知のひな形（様式52）を参照し、適宜活用されたい。

なお、都道府県が支払の一時差止めを行ったとしても受給権者の地位は維持される。事後に「正当な理由」（＝「やむを得ない理由」）が認められた場合及び収入証明書類が提出された場合は、7月分もしくは1月分から遡及して支給する。

5 支給

就学支援金（家計急変支援）の支給に関する基本的な取扱いは通常の就学支援金と同様であり、原則として申請の日の属する月あるいは翌月から支給する。

都道府県は、毎月1日の在籍状況に基づき、就学支援金の代理受領者である学校設置者に対して就学支援金を支給する。なお、国の都道府県に対する交付金の交付時期に関わりなく、都道府県の判断により学校設置者に対し、就学支援金を代理受領させることは可能である。

初回審査においては、事由審査（1次審査）で認定された後、収入証明書類が揃い次第、収入審査（2次審査）を行うため（家計急変事由発生後3か月分の収入状況で審査するため）、申請時点から3か月程度期間が空くことが想定されるが、収入審査（2次審査）で認定された場合は、家計急変支援の申請日の属する月あるいはその翌月（当該申請日が月の初日である場合は当該月）から支給を開始する（通常の就学支援金を受給していない場合）。

すでに通常の就学支援金を受給している者で、家計急変支援の対象となった場合は、事由審査（1次審査）の届出日の属する月の翌月分から（当該届出日が月の初日である場合は当該月分）から支給額が変更される。

通常の就学支援金の取扱いと同様に、やむを得ない理由（被災や長期にわたる病欠、保護者等の病気や仕事の都合（長期にわたる入院、療養、海外出張等）、ドメスティックバイオレンス（DV）・養育放棄等の家庭の事情により必要書類の提出に著しい遅れが生じる場合等）により申請が遅延する場合に、その理由が解消した後15日以内に申請を行った場合には、申請日の属する月もしくは届出日の属する月の翌月（当該届出日が月の初日である場合は当該月）から支給を開始（支給額を変更）する。

なお、家計急変支援制度に限っては、制度の周知・定着に一定程度の期間を要することが想定されることから、当面の間（制度開始（令和5年4月）から1年程度）、申請者が家計急変支援制度自体を認識していなかった場合には、当該事情をやむを得ない理由があるものとして取り扱って差支えない。

この場合、制度を認識したときに（やむを得ない理由がやんだ）後15日以内にその申請をしたときは、制度を認識していれば申請できた時点（基本的には家計急変事由の発生日以降）を申請日とみなすものとする。

6 不服申立、審査請求

通常の就学支援金の取扱いと同様に、就学支援金の支給に関する処分について不服がある者は、文部科学大臣に対して行政不服審査法上の審査請求を行うことができる。ただし、審査請求を行う前提として、処分に至った事実関係について、当該処分を行った都道府県に確認の上審査請求を行うよう、生徒、保護者等に周知すること。生徒、保護者等が事実関係確認の照会を行えるよう、受給資格不認定通知・受給資格消滅通知の教示の欄等に各都道府県の連絡先を明記すること。なお、就学支援金の支給に関する処分ではなく、制度の在り方そのもの（所得制限が設けられていることなど）に関する事項は、審査請求の対象とはならない。

7 その他

（1）家計急変支援制度の周知

都道府県及び学校は、就学支援金における家計急変支援制度について、生徒・保護者に周知するよう努めること。また、入学前に家計急変事由が発生していた場合や、家計急変支援制度を認知していなかったことにより申請が遅延した場合でも支給の対象になり得ることに留意し、不知や勘違いなどにより受給できないことがないように周知を図ること。加えて、再就職するなどして推計年収が約 590 万円以上相当に回復することが見込まれることとなった場合は、収入回復届出書を提出しなければならないことや、その場合、その月（家計急変支援としての受給資格が消滅した月）で家計急変支援による支援が終了となること、1月、7月の収入状況確認で収入が回復していることが判明した場合も、収入が回復した月にさかのぼって家計急変支援としての支援が終了となることについても周知を図ること。

（2）家計急変支援の申請（届出含む）から支給対象となることが決定するまでの間に会計年度をまたぐ場合の取扱い等について

①初回審査について

家計急変事由が生じ、家計急変に係る申請（届出含む）を行ったうえで、家計急変事由及び家計急変後の所得についての各要件を満たした場合、申請した月あるいはその翌月分から支給対象となる。この場合、家計急変後の所得の確認にあたっては、家計急変事由が発生した月の翌月（家計急変事由が発生した日が月の初日の場合は当該月）以降3か月分の収入証明書類の提出を求めていることから、家計急変支援の対象となることが決定するまで時間を要する場合がある。そのため、家計急変支援においては、家計急変支援の対象となることが決定した月の属する年度の支出として、当該年度の交付金から交付することとする。なお、収入状況確認については、原則、次の②に記載しているとおりであるが、初回審査の影響によりこれにより難しい場合については、初回審査の取扱いと同様とする。

②収入状況確認について

収入状況確認については①とは異なり、届出に必要となる書類は過去の月に係る収入証明書類であることから、仮にやむを得ない理由により会計年度がまたがる場合については、過年度に属する月分は過年度支出として取り扱う。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

※高等学校等修学支援事業費補助金「学び直しへの支援」、「専攻科の生徒への修学支援」については、上記①の取扱いについて準用することとする。

③前年度に遡って家計急変支援の対象外となることが判明した場合の取扱いについて

上記①、②とは反対に、例えば7月の収入状況確認時等において、前年度に遡って家計急変支援の対象外となることが判明した場合の取扱いについては、以下のとおり。

（前提1）

n年度中に家計急変支援分として、以下の①及び②を実施。

- ① n年度の1～3月分及びn+1年度の4～6月分（=n+1年の1～6月分）を支給決定。
- ② n年度の1～3月分の支給を行い、n年度の実績報告書に含めて報告。

（前提2）

以下の③又は④により、家計急変支援がn年度の1月支給分まで（n年度の2月以降は家計急変支援対象外）であったことがn+1年度に判明。

- ③ 本来であればn年度の2月に収入回復届出をすべきであった者が、何らかの理由によりn+1年度の5月に（n年度の2月に既に収入が回復していたとして）収入回復届出をした場合。
- ④ n+1年度の7月の収入状況確認時において、n年度の2月に既に収入が回復していたことが判明した場合。

上記前提1及び2に該当するケースにおいて、n年度の2、3月分が家計急変支援の対象外であることがn+1年度に判明した場合は、n年度の2、3月分は過年度返還の対象となる。なお、家計急変支援の対象外となったn+1年度の4～6月分については、n+1年度の実績報告書には含めないこととなる。

（3）授業料の徴収猶予について

就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、対象生徒の支給額を推定し、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。ただし、家計急変支援制度においては、収入証明書類が提出されるまで支給額を推定することができないため、原則として申請が行われた時点で授業料の徴収を猶予するなど、負担を軽減する措置を必ずとるよう学校設置者を指導すること。

第五章 家計急変支援制度に係る根拠法令等

1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

(1) 特例受給資格者（令第1条第3項）

保護者等が負傷や疾病による療養や解雇等で勤務することができない等、従前得ていた収入を得ることができない事態になった場合に、特例的に、高等学校等就学支援金を支給する観点から、「特例受給資格者」を新たに定義し、この特例受給資格者は、法第3条第2項第3号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しない者とした。

特例受給資格者は、就学支援金が支給される月の初日において生徒等の保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと、解雇された後雇用されないことその他の従前得ていた収入を得ることができない事由（特例事由）に該当する場合であって、当該就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する3か月の期間の当該保護者等の収入の状況が継続するものとした場合に当該保護者等が1年間において得ると見込まれる収入の額等に基づいて算定する算定基準額相当額が15万4,500円未満である生徒等である。特例事由と算定基準額相当額の詳細は、省令に委任されている。

(2) 特例受給権者の支給限度額（令第4条第2項）

法第5条第2項の政令で定める受給権者（いわゆる加算支給象者）には、特例受給資格者である受給権者（特例受給権者）も含まれる。

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則

(1) 家計急変事由（特例事由）（規則第2条第3項）

令第1条第3項の文部科学省令で定める事由（特例事由）は、以下の通り。

- (i) 保護者等が負傷、疾病による療養のため勤務することができないこと、自己の責めに帰することができない理由により離職していること
- (ii) 保護者等が事業を行う場合にあつては、当該保護者等が負傷、疾病による療養のため事業を営むことができないこと、自己の責めに帰することができない理由により事業を廃止すること
- (iii) 上記以外で保護者等の責めに帰することができない理由により従前得ていた収入を得ることができない理由

(2) 算定基準額相当額の算定方法（規則第2条第4項）

令第1条第3項の文部科学省令で定める方法により算定した額は、それぞれの場合に応じて、特定の期間（3か月間又は6か月間）の収入の合計額を1年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額とする。

具体的には、

- (i) 就学支援金が支給される月が、特例事由が生じた日が属する月の翌月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、当該月）以後3か月以内である場合は、特例事由が生

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

じた日が属する月の翌月以後3か月の期間の収入の合計額を1年間当たりの収入額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

- (ii) 特例受給権者として初めて就学支援金の支給を受けるとき（iの場合は除く）は、就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する3か月の期間の収入の合計額を1年間当たりの収入額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額
- (iii) 上記以外の場合は、就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する6か月（当該期間に特例事由が生じた日が属する月が含まれる場合は、その月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、その前月）以前の期間を除く。）の期間の収入の合計額を1年間当たりの収入額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

（3）特例受給資格者の認定の申請（規則第3条第2項）

特例受給資格者が申請を行う場合は、様式第1号の2による申請書に、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等、特例事由の基礎となる事実を証明する書類、収入を証明する書類を添付する。この場合、特例事由の証明書類や収入の証明書類を申請書に添付することができないときは、事後（受給権者として認定されるまでの間）に提出すれば足りるものとする。

（4）特例受給権者の就学支援金の額の通知（規則第8条）

特例受給権者は、以下の場合は、特例受給権者でなくなり、通常就学支援金の対象となる。

- (i) 収入状況確認等により、算定基準額が15万4,500円未満の場合
- (ii) 支給限度額を超えない者であり収入状況確認により算定基準額が15万4,500円以上30万4,200円未満である場合

特例受給権者は、毎年2回（1月及び7月）収入状況確認が義務づけられることから（規則第11条第2項）、都道府県知事等は、額の通知について、通常受給権者の場合に必要となる4月や7月に加えて、1月においても特例受給権者に通知をする。また、特例受給権者から受給権者になった場合においても、都道府県知事等は額の通知を行わなければならない。ただし、特例受給権者が年2回の収入状況届出、保護者等変更による収入状況届出、又は収入届出を行うことにより特例受給権者でなくなった場合で、既に通知した就学支援金の額と異なる場合は、額の通知は不要とする（第8条第2項ただし書きの文部科学大臣が定めるとき）。

（5）収入状況届出（規則第11条）

特例受給権者は、法第17条に規定する届出は毎年2回（1月及び7月）行わなければならない。収入状況届出書等、特例事由の証明書類、収入の証明書類を都道府県知事等に提出する。（第2項）

特例受給権者は、特例受給資格者に該当しないこととなったときは、速やかに収入状況届出書等を都道府県知事等に提出しなければならない。これにより、家計急変支援の支給が終了する。（第5項）

通常受給権者が特例受給資格者となったときは、収入状況届出、特例事由の証明書類、収入の証明書類を提出することで、家計急変支援の申請（届出）ができる。（第6項）

特例受給資格者として申請中であって認定通知が行われていない者等においても、年2回

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

（1月及び7月）の収入状況届出をしなければならない。（第7項）

（6）様式第1号の2

家計急変支援の申請（届出）は、様式第1号の2によることとする。

第2部 Q & A

Q 1 対象となる家計急変事由

Q 1-1 保護者等が親族の介護を理由に休職した場合は対象になるか。

A 1-1 対象とならない。休職で対象となるのは、保護者等が負傷、疾病によって、休職し、その後も90日以上就労が困難である場合や、被災により就労が困難となり休職した場合などである。なお、親族の介護（要介護2以上）により離職した場合は対象となる。

Q 1-2 負傷、疾病により離職（事業の廃止）又は休職等（休業）し、その後90日以上就労が困難となった場合の事由証明書類として、医師による診断書等を提出する必要があるが、就労が困難な期間が離職（事業の廃止）又は休職等（休業）した日の翌日から始まっている場合は、家計急変事由として認められるか。

A 1-2 就労が困難となった期間が離職（事業の廃止）又は休職等（休業）した日の翌日から始まっているても90日以上就労が困難であることが確認できれば家計急変事由として認められる。家計急変支援制度は、負傷、疾病等による離職や事業廃止などで収入が著しく減少した場合に、学びを止めないために支援する制度であることから、家計急変事由の発生日と就労困難となった日に連続性が必要である。そのため、就労が困難となった期間が離職（事業の廃止）又は休職等（休業）した日の2日後以降の日から始まっている場合は、空白期間が生じるため、家計急変事由として認められない。

Q 1-3 自営業の保護者等が、倒産（破産手続開始）し、家計急変支援の申請をしたが、初回審査の前に、企業等に再就職した場合であっても、推計年収が590万円未満相当となれば、対象となるか。

A 1-3 自営業で破産手続を開始している場合は、家計急変事由に該当することとなる。破産手続開始後速やかに家計急変支援金の申請をしており、その後就職した場合でも、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない場合に該当し、家計急変事由発生後の推計年収が590万円未満相当となれば、要件を満たすため対象となる。

Q 1-4 自営業の保護者等が、倒産（破産手続開始）し、家計急変支援を申請しようとしたが、申請手続きの前に企業等に再就職し、その後申請を行った場合であっても、推計年収が590万円未満相当となれば、対象となるか。

A 1-4 この場合であっても、家計急変事由に該当するため、推計年収が590万円未満相当となれば対象となる。

Q 1-5 負傷、疾病には精神疾患も含まれるのか。また、精神疾患による離職・休職等も対象になるのか。たとえば、医師の診断書が1か月、2か月の短期間でしか取得できないが、複数の診断書をあわせると、結果として連続して90日以上就労が困難であったことが証明できる場合は対象となるか。

A 1-5 負傷、疾病に精神疾患も含まれる。また、診断書等において90日以上就労が困難で

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

ある旨の記載がない場合は原則対象とならない。ただし、複数の診断書等により、離職・休職等の時点から結果的に連続する90日間が就労困難であったことが証明できる場合は、家計急変事由に該当する。

なお、この場合、離職・休職等し、その後も就労困難な期間が90日以上である旨が記載された診断書がない状況にあるため、離職・休職等の時点では申請はできていないものと想定される。この場合、申請できなかったことはやむを得ない事由があったものとして、離職・休職等の時点を申請日とみなすことができる。

診断書等に関する具体例については、資料「診断書等の具体例」を参照すること。

Q1-6 入学の前年度の12月1日に負傷、疾病を事由に離職（・休職等）した。離職（・休職等）の時点では三か月以上就労が困難ある旨を医師から口頭で聞いていたが、診断書は取得していなかった。入学と同時に4月1日に再就職（・復職）したが、家計急変支援申請も行った。この場合、診断書がなくても家計急変事由に該当するか。

A1-6 申請には休職等の時点から90日以上就労困難である旨が記載された診断書等が必要である。診断書等の取得については保護者等が医師と相談する必要がある。

なお、診断書等に関する具体例については、資料「診断書等の具体例」を参照すること。

Q1-7 負傷、疾病による休暇（いわゆる病気休暇）を取得し、その後90日以上就労が困難である場合、負傷、疾病による休職等と同様に、家計急変事由の対象になるか。

A1-7 対象となる。休職等とは、本制度では、負傷、疾病によって療養を要し、就労が困難であって、実際に勤務できない状態を指す。具体的には、負傷、疾病による療養のため発生した、休職、病気休暇、その他の休暇や、欠勤である。なお、勤務する会社等に休職制度や病気休暇制度がない場合も想定されるが、有給休暇や欠勤であっても、それらの休暇や欠勤中、負傷、疾病の療養にあてられているものであれば、休職等に含まれることとなる。

Q2 家計急変事由の発生時期

Q2-1 被雇用者である保護者等が全治4か月の負傷をし、就労困難となった。当初は、休職の手続きはとらず有給休暇等に対応し、回復後に勤務継続の予定だったが、勤務の継続が困難ということがわかり、負傷後2か月経過した時点で退職した。この場合、家計急変事由の対象になるか。

A2-1 この場合の家計急変事由の発生日は、負傷、疾病によって療養を要し、就労が困難であって、実際に勤務できなかった日からとなるので、この場合、有給休暇等で最初に勤務しなかった日が発生日となる。有給休暇等を取得した日から90日以上就労が困難である旨が診断書等に記載されている場合は家計急変事由に該当する。

Q2-2 自営業の保護者等が、震災により休業を余儀なくされた場合、休業した時点をどう証明すればよいか。

A2-2 休業している事実に関する証明書類を提出する必要があるが、提出できる証明書類がない場合は、休業した時点を誓約書で届け出ることとする。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

また、休業により事業収入が減じており、事業が実施されていないことを収入証明書類で確認する。休業中も売掛金の回収など事業収入が発生する場合もあるが、本来事業を実施していれば発生する収入や経費が発生していないことが確認できれば、休業しているものとみなして差し支えない。なお、震災により事業の継続が困難となった理由、たとえば、事業を実施している店舗が被災し当面間事業の実施が困難となり休業に至ったことを証明する書類が別に必要である。

Q3 申請

Q3-1 家計急変事由が発生していたが、家計急変支援制度を知らずに申請が遅れた場合、どう取扱えばよいか。

A3-1 家計急変支援による就学支援金は、基本的には、申請月の翌月あるいは申請月から支給される（詳細は、第1部第三章3（4）を参照）。そのため、申請が遅れた場合は、家計急変事由が発生した時点で申請した者よりも支給期間が短くなる。

ただし、家計急変支援制度に限っては、制度の周知・定着に一定程度の期間を要することが想定されることから、当面の間（制度開始（令和5年4月）から1年程度）、申請者が家計急変支援制度自体を認識していなかった場合には、当該事情をやむを得ない理由があるものとして取り扱って差し支えない。

この場合、制度を認識したとき（やむを得ない理由がやんだ）後15日以内にその申請をしたときは、制度を認識していれば申請できた時点（基本的には家計急変事由の発生日以降）を申請日とみなすものとする。

Q3-2 証明書類の発行の見込みがたたないが、いつまでに証明書類を提出させればよいか。

A3-2 証明書類は申請とともに速やかに提出する必要があるが、また、本制度の趣旨を鑑みると可能な範囲で早期支給することが望ましく、提出期限の定めはないものの、やはり速やかに証明書類が提出されるべきである。しかしながら、証明書類を発行する機関等の都合で書類の入手ができず提出が遅れる場合は、書類の提出を待つこととなる。また、別の証明書類により証明できる場合は、その書類によることとして差し支えない。

なお、証明書類の提出が遅れた場合は、審査も遅れることとなるため、就学支援金を支給する時期も遅くなることに留意し、申請者にもあらかじめその旨周知しておくことが望ましい。

Q3-3 通常の就学支援金の審査中に家計急変事由が発生した場合は、どう取扱えばよいか。

A3-3 e-Shienでは、複数の申請を同時に実施することができない。このため、通常の就学支援金の審査中に家計急変事由が発生した場合で、通常の就学支援金で所得制限又は加算なしの判定となった場合は、通常分の審査完了後に家計急変分の申請を行うことが可能であり、家計急変事由の発生日に申請があったものとみなすことができる。この場合、当初から申請の意向があったことを明確にするため、事前に学校に相談するよう周知する等の対応が考えられる。

Q3-4 入学前に家計急変事由が発生していた場合で、通常の就学支援金の対象となるか不明

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

な場合は、どう取扱えばよいか。

A 3-4 入学前に家計急変事由が発生していた場合で、通常の就学支援金の対象になるか不明な場合は、①家計急変支援の申請をするか、②通常の就学支援金で申請し、その審査完了後、家計急変支援の申請をする2パターンが考えられる。

①家計急変支援の申請をする場合は、家計急変申請の二次審査まで進むと、通常分の判定も行われることとなる。この場合で、一次審査で対象外となった場合は、家計急変支援の審査完了後に通常の就学支援金の申請を行うことが可能であり、初めの申請（家計急変支援の申請）を行った日に通常の就学支援金の申請があったものとみなすことができる。

②通常の就学支援金で申請し、その審査完了後、家計急変支援の申請をする場合は、実際の家計急変支援の申請は入学時点からある程度経過した時期に行うこととなるが、初めの申請（通常の就学支援金の申請）を行った日に、家計急変支援の申請があったものとみなすことができる。

いずれの場合においても、当初から家計急変支援を申請する意向があったことを明確にするため、事前に学校に相談するよう周知する等の対応が考えられる。

Q 4 審査と認定

Q 4-1 通常の就学支援金（加算なし）を受給していた生徒が家計急変支援の対象となり、就学支援金が増額したが、1月または7月の家計急変支援としての収入状況届出で収入証明書類を提出しない場合、一時差し止めは可能か。

A 4-1 通常の受給権者が家計急変事由に基づく受給権者となった場合、特に経済的負担を軽減する必要がある者と認められ、増額した就学支援金を支給されることになるが、併せて、年2回の収入状況届出は義務付けられるため、正当な理由がなく届出をしない等の場合は、就学支援金の支払いを一時的に差し止めることができる（法第9条）。この場合の就学支援金は、当該受給権者が受給する月額分を指す（月額をいわゆる基準額分、加算額分に分けることはない）。なお、申請者から家計急変支援を継続しない意向が示された場合は、通常の就学支援金に移行したものとして取り扱う。

Q 4-2 一時差し止め期間中に収入状況届出が提出された場合、支給は可能か。

A 4-2 通常の就学支援金と同様、提出があった翌月分から就学支援金を支給することとして差し支えない。ただし、提出しなかったことに正当な理由があった場合には1月又は7月に遡って支給する。この場合の就学支援金は、当該受給権者が受給する月額分を指す（月額をいわゆる基準額分、加算額分に分けることはない）。

Q 4-3 7月に親族の常時看護を理由に離職し、家計急変支援を申請した。認定されて8月分から就学支援金を受給している。その後、12月に再就職した。これにより「親族の常時看護を理由に離職」という家計急変事由が解消していると考えられるが、家計急変事由発生後から12月までの収入による算定基準額に相当する額は154,500円未満であった。この場合、翌年1月の収入状況確認では家計急変支援を継続するのか、それとも家計急変事由が解消していることから、家計急変支援は終了するのか。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

A4-3 継続する。家計急変事由の発生は収入が減少する端緒であり、家計急変事由が解消したとしても、その後も収入が回復していなければ、家計急変支援は継続する。但し、保護者等が親族を常時看護するために離職することとなった前提である「看護を必要とする期間」の30日間のうちに、再就職等して就労した場合には、要件を満たさない。親族の常時看護の事由以外にも同様の取扱いをしているものがあるので、第三章1(2)を参照されたい。

なお、逆の例として、親族の常時看護を理由に離職して家計急変支援の対象になった者が、なんらかの所得を新たに得ようになり、算定基準額に相当する額が154,500円以上になれば、再就職せずに父母の扶養を継続していたとしても家計急変支援は終了する。

Q4-4 通常の就学支援金を受給していたが、家計急変事由が発生し、支給額が加算されていた。1月の収入状況確認で家計急変支援の対象外となった場合、改めて通常の就学支援金に移行するための手続きは必要か。

A4-4 家計急変支援の収入審査においては、通常の就学支援金の審査も同時に行うため、改めて通常の就学支援金の手続きを行う必要はない。なお、初回申請として家計急変支援の申請を行い、結果として通常の就学支援金の対象となった場合も同様である。

Q4-5 1月の収入状況確認時に、前年10月末時点で、前6か月（5～10月）の収入状況をもとにした推計年収が約590万円以上相当となっており、11月からは家計急変支援の対象とならないことがわかった。本来であれば、11月初日以降に申請者が収入回復届出を行わなければならなかったと考えられる。この場合、どのように取り扱うのか。

A4-5 10月の末時点で受給資格が消滅していることから、11月分から家計急変支援としての支給はしない。事務手続きについては第1部第四章4(2)を参照されたい。

Q4-6 1月の収入状況確認時に、前年9月末時点で、前6か月（4～9月）の収入状況をもとにした推計年収が約590万円以上相当となっており、10月からは家計急変支援の対象とならないことがわかった。他方、11月末時点では、前6か月（6～11月）の収入状況をもとにした推計年収が約590万円未満相当となっていた。この場合、どのように取り扱うのか。

A4-6 1月の収入状況確認時に、7～12月の収入状況をもとにした推計年収が590万円以上相当となっていた場合、7、8、9、10、11、12月の初日時点の推計年収を確認することとなる。本来であれば一番最初に収入回復届を提出することになるはずであった、10月分から家計急変支援としての支給はしない。これにより、それ以後の11月、12月も家計急変としての支給対象外となる。第1部第四章4(2)も参照されたい。

Q5 事務手続関係（家計急変支援の申請、認定、支給等）

Q5-1 通常の就学支援金を受給している生徒が家計急変支援を受けるために届出を行い、事由審査（1次審査）で対象外と判定された場合の事務手続きはどうか。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

A 5-1 受給資格には影響がないため不認定とならず、また、就学支援金の額も変わらないが、何らかの形で生徒に審査結果を示すことが適切である。具体的には、通知のひな形（様式52）を示しているの、適宜活用されたい。なお、生徒自身がオンライン申請システムにおいて、審査結果を確認することも可能である。

Q 5-2 家計急変支援制度を認知していなかったことを、当面の間、やむを得ない理由があるものとして取扱えることとなっているが、これを通常の就学支援金の申請・届出においてもやむを得ない理由として準用させることは可能か。

A 5-2 制度を認知していなかったことをもってやむを得ない理由とすることは家計急変支援制度のみの特例的な取扱いとし、通常の就学支援金におけるやむを得ない理由としては認められない。また、この特例は家計急変支援制度開始から当面の間（制度開始（令和5年4月）から1年程度）とする。

Q 5-3 保護者等のうち一方のみ家計急変事由が発生した場合、もう一方の保護者等はどうのような情報を提出する必要があるか。

A 5-3 家計急変事由が発生していない保護者等の収入は、通常どおり税情報等により確認するため、自己情報、個人番号又は課税証明書等を提出する必要がある。

Q 5-4 審査の結果、家計急変支援の対象となったかどうかはどのように確認可能か。

A 5-4 支給決定（予定）通知書（様式46、48）又は変更支給決定（予定）通知書（様式49、51）において、通常の就学支援金による支給額は下段に、家計急変支援による支給額は上段に括弧書きで表示するため、この表示により家計急変支援の対象かどうかを確認する。また、オンライン申請システムにより審査結果を確認することも可能である。

Q 5-5 通常の就学支援金を受給している者の保護者等に家計急変事由が発生した場合は、必ず届出を行う必要があるか。

A 5-5 すでに通常の就学支援金で支給限度額を受給している場合や、家計急変事由発生後の収入で要件を満たさない場合もあるため、届出は任意である。ただし、申請者が制度を認知していなかったということがないように、適切に周知すること。

Q 5-6 支給停止期間中に家計急変事由が発生した場合は、どのような手続きが必要か。

A 5-6 支給再開の届出を行う際に、事由証明書類や収入証明書類を添付して家計急変支援の初回申請を行うことが可能である。

Q 5-7 転学した場合、転学先で再度就学支援金を申請することになるが、家計急変支援の対象だった場合、転学先で再度事由証明書類を提出する必要があるか。

A 5-7 提出する必要がある。また、収入証明書類についても、家計急変事由発生後3か月分（家計急変事由が発生してから4か月以上経過している場合は、転学後に申請を行う月の前3か月分）を提出する必要がある。

第V部 事務処理要領（家計急変支援編）

Q5-8 高校3年生の1月に家計急変事由が発生し、当該生徒から家計急変支援の申請があった。当該生徒が3月末で卒業を予定している場合、年収の推計はどのように考えればよいか。

A5-8 卒業間近に家計急変事由が発生した場合、「家計急変事由発生月の翌月以降3か月分」は、卒業する日の属する月までの収入証明書類とする。卒業までは授業料が生じうるため、収入証明書類を求める合理性があるが、高等学校等を卒業した者は就学支援金の受給資格を失う（法第3条）ことから考えると、卒業後の収入証明書類を求める必要はないと考えられるからである。

高校3年生の1月に家計急変事由発生した場合は、2～3月分の収入状況により年収を推計することとなる（4月はすでに卒業しているため除外している）。

Q5-9 保護者等の全員または一部が国外に在住する場合も、家計急変支援の対象となるか。

A5-9 保護者等の全員または一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、税情報等が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）は、家計急変支援の対象とはならない。ただし、通常の就学支援金においてはいわゆる基準額の支給が可能であるため、通常の就学支援金で申請するよう申請者へ案内すること。

Q5-10 家計急変事由が発生してから、無収入である場合、それを第三者が証明する手立てがないが、収入がない旨の申立書を提出すればよいか。

A5-10 「収入がない」場合に限らず、提出された情報以外に収入がないという事実を確認することは困難であるため、申請書や申請画面に確認事項として、「全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません」の項目を設け、申請者がチェックを付けることを必須としている。